

令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 4 日 )  
( 第 7 号 )

第 7 号  
3 月 4 日



令和3年

# 三重県議会定例会会議録

## 第7号

○令和3年3月4日（木曜日）

---

### 議事日程（第7号）

令和3年3月4日（木）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	野	村	保	夫
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	村	林		聡
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	北	川	裕	之
38	番	日	沖	正	信
39	番	舟	橋	裕	幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	館	直 人
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主幹兼係長)	橋 本 哲 也

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
総 務 部 長	紀 平 勉

医療保健部長	加 太 竜 一
環境生活部長	岡 村 順 子
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
県土整備部理事	真 弓 明 光
教 育 長	木 平 芳 定
警 察 本 部 長	岡 素 彦

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第1号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

議提議案第1号

三重の木づかい条例案

右提出する。

令和3年2月26日

提出者 中 瀬 信 之  
山 本 佐 知 子

田 中 祐 治  
山 本 里 香  
濱 井 初 男  
杉 本 熊 野  
谷 川 孝 栄  
今 井 智 広  
中 森 博 文  
西 場 信 行

## 三重の木づかい条例

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十一条）

#### 第二章 木材利用方針（第十二条）

#### 第三章 基本的施策（第十三条—第十六条）

#### 第四章 施策の推進（第十七条・第十八条）

#### 附則

三重県は県土の約三分の二を森林が占め、優良な木材の産地として発展してきており、県民は古くからその潤沢な森林資源の恵みを受けて、暮らしの中に息づく豊かな木の文化を育んできた。

人に優しく、また、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど環境への負荷が少ない資源である県産材をはじめとする木材（これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。）を利用することは、県土及び海洋を含めた自然環境の保全、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化にも資するものであり、とりわけ県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するものである。

しかしながら、高度経済成長期以降、人々の生活様式の変化等により、住宅

をはじめとする様々な分野で木材に代わり他の素材等が使用され、木材利用は減少傾向にあり、また、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材利用を取り巻く状況は深刻である。

一方で、近年、木材利用に係る技術の開発及び木材の新用途への活用が進むとともに、木材が心身にもたらす好ましい効果についての研究成果が明らかにされてきており、また、平成三十年の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の改正により木造建築物等に係る制限の合理化が図られるなど、木材利用の推進に向けた気運の高まりもみられる。

このような中、我々は、木材利用の意義を改めて認識し、県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも、県、市町等が整備する公共建築物等における木材利用とともに、日常生活及び事業活動における住宅、社屋等への木材利用に積極的に取り組み、様々な形で暮らしの中に木を取り入れることで、三重県において木の文化を継承し、発展させていかなければならない。

ここに、我々は、三重の森林づくり条例（平成十七年三重県条例第八十三号）と相まって、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、林業及び木材産業の健全な発展により地域経済を活性化させ、そして県民が健康で快適かつ豊かな暮らしを営むことができるようにするため、県を挙げて木材利用の推進を図り、その中でも県産材を最も優先して利用する「三重の木づかい」を進める社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、木材利用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材利用の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民及び事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。



(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 県産材 三重の森林づくり条例第二条第三号に規定する県産材（これを使用した木製品を含む。）をいう。
- 二 木材利用 建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（第十三条第一項において単に「主要構造部」という。）その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料等として木材を使用することをいう。
- 三 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- 四 公共建築物 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）第二条第一項に規定する公共建築物をいう。
- 五 森林所有者等 三重の森林づくり条例第二条第一号に規定する森林所有者等をいう。
- 六 林業事業者 森林施業（造林、伐採その他の森林における施業をいう。）を行う者をいう。
- 七 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 八 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- 九 教育関係者等 教育及び保育（以下この号及び第九条において「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。

(基本理念)

第三条 木材利用の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県産材の利用の拡大が三重の森林を守り、又は育てることに資することに鑑み、三重の森林づくり条例と相まって、県産材の利用を最も優先して

推進するとともに、森林資源の循環利用を図ることにより、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。

二 木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された木材の優先的な利用に努めること等により、環境への負荷の低減に寄与するよう行われること。

三 林業及び木材産業の健全な発展が地域経済の活性化につながることに鑑み、木材の経済的価値の向上が図られるよう行われること。

四 木材利用を積極的に行うことが県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につながることに鑑み、そのような暮らしの実現に資するよう木材の優れた特性を生かすとともに、県民及び事業者の意識の高揚及び自発的な取組を推進するよう行われること。

五 県、国、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者が相互に連携し、及び協力して効果的に行われること。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする。

(森林所有者等の責務)

第五条 森林所有者等は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な県産材の供給に資するようその森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の責務)

第六条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、多

様な需要に応じた良質な県産材の供給並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の責務)

第七条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた木材の有効利用、安定的な供給及び品質確保の推進並びに新用途の開発、その供給する木材に関する正確かつ適切な情報の提供、加工技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の責務)

第八条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、木材に係る知識の習得、木材の活用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者等の責務)

第九条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、森林環境教育及び木育（以下「森林教育」と総称する。）の推進、そのための人材の育成並びに他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携に努めるとともに、その関係する教育等に係る施設において木材利用に積極的に努めるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、木材利用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて木材利用に積極的に努めるとともに、県が実施する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第十一条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに公共建築物等木材利用促進法第四条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性

に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。

- 2 県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第二章 木材利用方針

第十二条 知事は、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、公共建築物等木材利用促進法第八条第一項に規定する県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針として定めるものとする。

- 2 前項の木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、公共建築物等木材利用促進法第八条第二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 木材利用の推進に関する目標（県が整備する公共建築物における木材利用の目標を除く。）
  - 二 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項
  - 三 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等に関する基本的事項
  - 四 その他木材利用の推進に関し必要な事項
- 3 木材利用方針を定めるに当たっては、県産材の利用を最も優先して推進することを基本とするものとする。
- 4 木材利用方針において定める公共建築物等木材利用促進法第八条第二項第二号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。
- 5 知事は、木材利用方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、毎年一回、木材利用方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

## 第三章 基本的施策

(県の率先利用)

第十三条 県は、その整備する公共建築物において、木材利用方針で定めるところにより、原則として県産材を使用し、木造化（建築物の新築、増築又は改築に当たり、主要構造部の全部又は一部に木材を使用することをいう。）又は木質化（建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。）を行うものとする。

2 県は、その整備する公共土木施設その他工作物及び調達する物品において、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない。

(木材利用の推進)

第十四条 県は、木材利用の推進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 県以外の者が整備する公共建築物における木材利用の推進に関すること。
- 二 公共建築物以外の建築物における木材利用の推進に関すること。
- 三 建築物以外の分野における木材利用の推進に関すること。
- 四 木材利用の推進に関する研究及びその成果、技術等の普及に関すること。
- 五 木材利用の推進に寄与する森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等の人材の育成及び確保に関すること。
- 六 県産材の魅力の向上の促進及び県産材の国内外への販路拡大に関すること。

(森林教育、普及啓発等)

第十五条 県は、森林教育、普及啓発等の積極的な実施を通じて、木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めなければならない。

(顕彰)

第十六条 県は、木材利用の推進に関し特に優れた取組を行った者の顕彰に努めなければならない。

#### 第四章 施策の推進

(体制の整備)

第十七条 県は、木材利用の推進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、国、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協議の場を設けるなど、県及びこれらの者が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、木材利用の推進に関する施策を県の部局等の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(財政上の措置)

第十八条 県は、木材利用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「木材利用方針」とあるのは、「公共建築物等木材利用促進法第八条第一項の規定に基づく県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」とする。

提案理由

県民及び事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するため、木材利用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材利用の推進に関する

施策の基本的な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。8番 山崎 博議員。

〔8番 山崎 博議員登壇・拍手〕

○8番（山崎 博） 皆さん、おはようございます。

自由民主党県議団、四日市市選出の山崎博でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長のお許しをいただきましたので、発言通告書どおり、一般質問を行わせていただきます。

また、先に、新型コロナウイルス感染症に係る国の、医療従事者先行ワクチン接種が始まる中、いよいよ、市町の、医療従事者優先接種向けのワクチンが3月6日の予定で県内に入るとのことですが、万全な対応を期して接種していただくことと、高齢者向けのワクチンも4月5日の週に入手されるということです。県内各市町との連携を密とし、万全な体制でワクチン接種できるよう、鈴木知事のリーダーシップの下、対応をよろしくお願いたします。

そして、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と、皆様の平和な日常が戻ることを切に願ひまして、質問に移らせていただきます。

まず初めに、一つ目のテーマとして、スポーツ施設についてお伺いたします。

一昨年12月に、一般質問で、40年以上なかなか改修工事が行われなかった県営松阪野球場の設備改修について質問いたしました。その後、令和2年度当初予算にスコアボードとフェンスラバーの改修工事の予算が計上され、現在、改修工事が進んでいるということです。

その質問の際に、野球の醍醐味は、ピッチャーが投球したボールが何キロメートル出ているかと、やっぱりスピードガンが、要るよなというような話

をさせていただきました。そしてまた、その表示によって様々な戦いの戦略が変わり、観戦者を魅了するので、ぜひともスピードガンを設置していただけませんかというお願いをさせていただきましたが、改修工事の仕様書を見ますと特に記載がなくて、やきもきして年明け早々に担当の方に確認したところ、追加工事として発注されたということで、ほっと胸をなで下ろしている次第でございます。

そして、こちらでございます。（パネルを示す）このスコアボードに125キロメートルと、ここにスピードガンの表示がしてあります。そして、三重県対松阪市で戦っているんですけど、その松阪市の2番バッターのキャッチャーで山崎とこうあるんですけど、これ、ちょっとびっくりしました。29対28で勝ったんですけども、ここまでの完成に至った経緯は、地元、松阪市選出の自民党県議団の会派の先輩であります野口議員と田中祐治議員にアドバイスを受け、ここまでたどり着くことができました。本当にありがとうございます。

昨年12月26日には、野球人口減少に歯止めをかけようと、県内の野球関係団体でつくる三重県野球協議会が発足しました。学童野球から社会人野球に高校野球も全て含めまして、一丸となって県の野球協議会ということで取り組める、そういう組織ができました。

その代表兼理事長に、私の海星高校時代野球部の恩師であります市岡三年監督が就任されたのですが、このスコアボード改修とスピードガンの設置、フェンスラバーの取替えを朗報として伝えることができ、本当にありがたく感謝申し上げます。また、鈴木知事、そして各関係の部局長の皆様にも、改めて感謝申し上げます。

また、三重とこわか国体軟式野球の会場となります。選手が、本当に楽しみにプレーできることを期待しております。

リニューアルされる県営松阪野球場は、さきにネーミングライツパートナーが決まり、ドリームオーシャンスタジアムになることが決まりましたが、球春が訪れる時期にこけら落としされ、新たにスタートされることを楽しみ



にしております。

さて、ここから一つ目の質問に移りたいと思います。

県営松阪野球場ドリームオーシャンスタジアムは、県有施設の見直しの検討の結果、存続することが決まり、これまで紹介したように、主に安全面で早急な対策が必要とされ、改修が行われましたが、しかしながら、（パネルを示す）このように老朽化したトイレがありまして、ドアを開けると中が丸見えの状態になっているんですけども、こんなような、今後、整備課題があると思いますが、どう解決していくのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

**○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫）** 県営松阪野球場の整備課題としまして、どのような課題があるかという御質問です。

県営松阪野球場は、令和3年に開催します三重とこわか国体では、先ほど議員から御紹介がありましたように、高等学校軟式野球の会場になっております。

今年度は、スコアボードをLED方式の電光表示に改修するとともに、破損や老朽化が顕著でありましたフェンスラバーやファールポールの全面更新を実施しているところです。こちらはいずれも、3月中旬に完成の運びとなります。

しかしながら、昭和50年に建設されましたこの球場は、築45年以上が経過しておりまして、スタンド面から1階への雨漏りや空調設備の劣化が進んでいるということのほか、写真にもありましたように、トイレの老朽化、それから、トイレに洋式便器がないとか、あるいは多目的トイレがないなど課題が残っております。

このため、令和3年度は当球場のネーミングライツの財源も活用しながら、本部席の空調設備の更新工事と、スタンドの防水改修並びにトイレ改修のための設計を行うこととしています。

今後も、引き続き選手や観客にとって安全・安心な施設となるよう、定期

的な施設整備を実施していきたいと考えております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） ありがとうございます。

より快適に施設を利用するための対策についても検討していただき、具体的に動いていただけるということで、安心しました。辻局長、ありがとうございます。

それでは、二つ目の質問に移ります。

こうした改修を継続的に行っていくには、多様な財源が必要となってきます。ネーミングライツパートナーの募集では、金額は200万円、契約期間が令和3年4月1日からの10年で、トータル2000万円の財源が確保されていますが、さらなる収入源の確保についても検討が必要ではないでしょうか。

そこで、私としては、ダイムスタジアム伊勢など、他球場でも見られるフェンスラバーへの広告枠の設置を提案したいと思います。御所見をお願いいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 県営松阪球場フェンスラバーの広告面設置の御提案について、答弁申し上げます。

フェンスラバー面の広告掲載につきましては、先ほども御案内ありましたように、県内で高校野球を開催しております当球場及び、市営3球場の中でダイムスタジアム伊勢で実施されておりますほか、県外においても多くの球場で実施されている実例がございます。

当球場は、先ほど申し上げましたとおり、築45年以上が経過し、施設全体の老朽化も進んでおります。利用者の皆様に、今後も引き続き安全・安心に施設を利用していただくためにも、継続的な維持補修が必要となります。そのためには、先ほどもおっしゃっていただいたとおり、引き続き多様な財源確保に取り組むことが重要であると考えております。

フェンスラバー面への広告掲載の御提案、実施に向けて取組を進めてまいりたいと思います。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) 辻局長、ありがとうございます。

真っさらなフェンスラバーに広告協賛というのなかなか難しいなと思っていましたけれども、心強い答弁をいただきまして、ありがとうございます。一生懸命、また頑張らせていただきます。

さて、次は、私の地元の北勢中央公園野球場の整備についてお伺いしたいと思います。

北勢中央公園は、四日市市、いなべ市、菰野町にまたがる都市公園で、平成5年に開園し、スポーツ、レクリエーションの場として親しまれています。また、災害時には広域避難場所となります。

この公園内には、スポーツ施設としてテニスコートと野球場があります。テニスコートは12面あり、砂入りの人工芝コートで、利用者からも、施設状況はよく整備され、使い勝手がよいという評判でございます。

しかしながら、ここからが私の本日の意見したい部分になります。また、野球場についてでございます。

この野球場は、利用者から北勢中央公園野球場と呼ばれており、6基の照明塔があり、夜間利用も可能な天然芝の硬式野球場となっております。しかし、この野球場、平成5年の竣工で既に28年が経過しております。

こんなような感じになっております。(パネルを示す) 大分古い状況で、写真がたくさんあるもので、替えていきます。

古い施設であるために、(パネルを示す) グラウンド内の雨水排水の側溝蓋がコンクリート蓋で表面加工してあった人工芝が剥がれ、コンクリート蓋が露出した状態となっており、また、集水ますの蓋はグレーチングますとなっておって、プレーヤーのスパイクがこれらの蓋にかかり、滑って転倒する可能性があります。

さらに、バックネット裏における金網の支柱の一部はL型鋼材となっておって、(パネルを示す) 覆いがかぶって、後でかけられたんですけれども、そこへ選手が接触してしまっけてがの元となります。

本当に不測の事態が起こってはいけませんので、また、さらにダッグアウトと本部席の間が金網の状態になっておいて、それが、白い外観の倉庫があるんですけど、そことなじんでしまっていて、打球を放った瞬間に見失うということがあります。非常に危険な状態となっております。

大分、一つ一つのことを細かく話して、このパネルを差し替えるのが非常に不手際で難しかったんですけども、老朽化して、さらにスコアボードもありますけれども、（パネルを示す）県として、果たしてこのままの状態では時間が過ぎてよいと考えておられるのか、お答えいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 北勢中央公園野球場の老朽化対策について、お答えさせていただきます。

北勢中央公園は、平成5年にオープンした県営都市公園で、園内にある野球場は年間利用者数が約2万人に上り、多くの方々に御利用いただいておりますが、供用開始後、既に28年が経過し、老朽化が進行しております。

現在、県で策定した長寿命化計画に基づき、各施設の修繕や更新を順次実施するとともに、指定管理者が定期的に施設の点検を行い、適宜修繕を行っているところでございます。

このような中、利用者の視点から、安全面における不具合、これらへの対策の必要性を確認しております。

具体的には、議員からも御指摘いただきました、側溝や集水ますの蓋の滑り止め、バックネットの支柱やはりのクッションカバーの取替え、本部席とダッグアウト間の目隠しネットの設置、スコアボードの再塗装といったものでございます。これらにつきましては、安全に施設を利用できるよう、早急に対策を講じていきたいと考えております。

今後も、引き続き定期的な点検を行うとともに、利用者の方々の声を聞きながら、施設の修繕や更新に努めてまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) 真弓理事、ありがとうございました。

本当にプレーヤーとして、あそこで私たちもおっちゃんたちの野球というところで、マスターズ甲子園の開催場所でもあるんです。本当に、いつも北勢中央公園野球場に入ると、これは危ないなと思いながらプレーしていたんですけれども、そういう安全対策が施されるということで、安心しました。ありがとうございました。

それでは、四つ目の質問として、先ほどもちょっとお伝えしましたが、県営松阪野球場は、ネーミングライツにより10年間で2000万円の収益を得ることができます。

この北勢中央公園でもネーミングライツを導入して予算確保に努め、その予算でよりよい公園にしていきたいと思います。

野球場の施設とテニスコートの施設のネーミングライツのほか、例えば、先ほども言いましたが、フェンスラバーの企業広告協賛金を得るという方策もあると思います。

北勢中央公園におけるネーミングライツについて、県のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事(真弓明光) 北勢中央公園野球場のネーミングライツについて、お答えさせていただきます。

県営都市公園のネーミングライツにつきましては、平成30年度から募集を行っていますが、JAグリーン公園となった県庁前公園を除いた、北勢中央公園をはじめとする4公園では、応募のない状況が続いております。

今後、北勢中央公園も含めた県営都市公園において、ネーミングライツを取得したいと考える企業が現れるよう、地元企業などにネーミングライツへの応募を積極的に呼びかけるなど、PRに努めてまいります。

その際、北勢中央公園全体としては、ネーミングライツの取得の意向がなく、野球場など施設ごとの取得の意向を示す企業がある場合には、施設ごとのネーミングライツの募集についても検討してまいります。

また、野球場のフェンスラバー面への広告掲載につきましても、さらなる財源確保の取組として有効であると考えており、他球場の取組も参考にしながら検討してまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 真弓理事、ありがとうございました。

もう広告協賛やらネーミングライツやら、いろいろと四日市市中を走り回らないかなという気がしてまいりました。

本当にネーミングライツについては、逼迫する県財政を多少なりとも改善させる方策であると同時に、県民の皆さんと地域の企業との良好な関係性の構築にもつながると思いますので、県におかれても、また対策をしっかり進めながら、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

また、北勢中央公園野球場については、先ほどから私が指摘したほかにも、実は28年前にできた球場ですので、観客席が非常に少ない。120席ぐらいしかないとか、更衣室等がないとか、審判の控室のほうもままならない状況であり、要望事項はかなりあるんですが、今後、利用者の推移を見ながら配慮いただけたらと思います。

なお、今後の改修においては、やはり、特にスポーツ施設に関しては、それぞれのスポーツ競技の専門家に意見を聞いていただくことが一番であると考えます。

その時代によりスポーツ競技が変化していく中で、今、何が求められているのか、最高の施設は無理でも、最低限譲れないことは何かを検討し、今後予算化していくことをお願いし、次の質問のテーマに移らせていただきます。

二つ目のテーマは、三重県内の交通安全施設の整備について質問させていただきます。

滋賀県大津市の交差点で、保育園児ら16人が死傷するという事故が起きたことにより、三重県内の交差点などで緊急安全点検が実施され、点検に基づいた安全対策を講じることとされました。

昨年度から様々な場面で多くの議員の皆様が質問されていますが、五つ目

の質問として、県管理道路における未就学児の交通安全対策に、どれぐらいの箇所、どのような対策を講じてきたのか、また、今年度中の完了を目指すということでしたが、それが達成できる見込みなのか。

さらに達成後、緊急点検に基づく対策は終了したものの、引き続き課題はあるかと思いますが、次年度以降の子どもたちの安全対策としてどのようなことをお考えになれるのか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

[水野宏治県土整備部長登壇]

○**県土整備部長（水野宏治）** 県管理道路における未就学児の交通安全対策、そして、今後の子どもたちの道路の安全対策に関わる方針について、お答えさせていただきます。

まず、未就学児の交通安全対策につきましては、園児が日常的に移動する経路において、令和元年7月から9月にかけて緊急安全点検を実施したところでございます。

県管理道路につきましては、239か所で安全対策が必要であることが判明したところでございます。

このため、令和元年度から、歩道等への車両の進入を防止する車止め、防護柵の設置、歩行空間を明確にするカラー舗装等の整備を進めております。

令和元年度には115か所が完了し、残る124か所の安全対策についても、全て今年度内に完了する予定でございます。

しかしながら、県内市町が管理する道路におきましては、まだ6割程度の進捗でございます。速やかな対策を、働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、未就学児対策が完了した後につきましても、児童・生徒が利用する通学路の安全対策については、引き続き実施していく必要があると考えております。

具体的には、市町ごとに教育委員会、学校関係者、県警、そして道路管理者が連携し、平成25年12月から順次策定しております通学路交通安全プログ

ラムといったものがございます。これに基づき、安全対策に取り組んでいるところでございます。

県管理道路につきましては、全174か所のうち124か所について着手しているところでございます。

また、交通安全対策が必要な一定の範囲の区域において、歩道整備、路肩のカラー舗装による歩行空間の確保、ハンプの設置による速度抑制、車両の進入抑制等を促す面的な対策について、計画的かつ集中的に実施する交通安全対策の補助制度、地区内連携という事業が、今年度創設されたところでございます。こうした制度も活用しながら、県では来年度より取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、交通安全対策の新たな動きとして、E T C 2.0などによる車の走行履歴、あるいは挙動データ、いわゆるビッグデータを活用した、危険箇所の分析による予防型の安全対策が国等により進められているところでございます。

このE T C 2.0というものについては、2016年に導入されたものでございまして、E T C、新しい車載器は大体このE T C 2.0というものが、車載器が載っております、ここから位置情報、速度情報、そして急ブレーキの情報等が、リアルタイムに吸い上がる仕組みになっているところでございます。

こうしたものを取り入れながら、通学路等の交通安全対策についても強化してまいりたいと考えております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 水野部長、どうもありがとうございました。

早期に危険箇所への対策を講じていただいたことが、地元や小さいお子様の保護者の皆様にとっても、非常に安心感につながったものと思います。

しかしながら、答弁にもございましたように、子どもたちへの安全の観点から、未就学児から上の世代です、小学校から中・高校生に対応した対策も求められています。

特に、今、自転車の接触事故等が、子どもとも歩行者ともありますけれど



も、今回の緊急点検、対策の実施が非常に速やかに対応されたということでございました。引き続き、さらなる安全・安心の対策を講じていただきますよう、またどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、六つ目の質問として、三重県内の車道外側線（区画線）に関してお尋ねいたします。

昨年11月11日、国土交通省は、本田技研工業のレジェンドに対して、世界初となるレベル3の自動運転車の型式指定を行い、ますます路面標示がしっかりと鮮明に明示され、維持、管理されることが重要となってきました。

そのような中、県では、極めて剥離の進んだ区画線の引き直しが進められております。（パネルを示す）これを見ていただきますと、交差点に入る手前の県道ですけど、区画線が消えて、方向線に右折車が行くわけですけれども、これが全く分からない状況となっています。さらに走っていきますと、（パネルを示す）今度はセンターラインが全く消えてないという状況があります。

これは北勢地域の県道ですけれども、今年度内には、劣化が最も進んだ剥離度Ⅳの区画線の引き直しを完了するとのことであったかと思えます。これが本年度末まで、あと1か月弱となっていますが、本当に達成できる見込みか、お伺いいたします。

また、県土整備部の当初予算資料では、次年度までには剥離度Ⅳの次に劣化が進んでいる剥離度Ⅲの引き直しを完了して、以降、剥離度Ⅱ以内の定常化を目指すとされておりますが、これは、今後、自動運転化に向けては必須のことであると考えております。

そこで、お伺いいたしますが、自動運転化が前提となる社会を見据え、県の道路政策として今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 区画線の引き直し状況及び自動運転を見据えた取組について、お答えさせていただきます。

まず、平成29年度の調査で判明した剝離度Ⅳの区画線、1400キロメートルございますけれども、これは平成30年度から重点的に引き直しを行ってまいりました。今年度末に完了する予定でございます。

また、来年度は剝離度Ⅲの引き直しを完了させて、令和4年度以降、剝離度Ⅱ以下の水準で定常化してまいります。

平成29年度に調査しておりますので、そこから、また3年たっているという状況がございます。日々、白線については劣化している状況がございますので、この1400キロメートルはやりますけれども、その以降、老朽化が進んでいると、剝離が進んでいるといったものもございますので、そういったものも含めて対応してまいりたいと思っております。

さらに、昨日開催いたしました、国と県警、そして県による三重県内道路路面標示連絡調整会議におきまして、3点確認させていただいたところでございます。

1点目としては、国、県警、県の3者が連携した交差点等での路面標示の同時施工。この3者連携については、今年度から初の取組としてやらせていただいております。来年度も拡大していきたいと考えております。

二つ目としては、来年度から高耐久性の塗料による試験施行。これ、50か所を予定しております。また、劣化要因を探るためのモニタリング調査、これについては100か所を予定しております。そういったものに取り組んでいくこと。

三つ目としては、三重大学、県警、県による、AIを活用した路面標示の劣化検知システムの共同開発。これは令和4年度の試験運用を目指しております。そういったことについて、確認させていただきました。

こうした取組を通して、県民の皆様にご実感していただける状況といったものを、早期に実現してまいりたいと考えております。

続きましては、自動運転の関係でございます。

自動運転につきましては、安全で円滑な道路交通社会の実現、物流におけるドライバー不足への対応、高齢者等の移動支援など、我が国が抱える様々

な課題に対応するため、車両の技術と道路の技術の両輪で進めていく必要があると考えております。

自動運転に必要な主な技術には、GPSや高精度地図を用いた位置特定技術、そして、カメラやレーダーなどを用いた障害物や白線等を検知する認識技術などが挙げられて、いずれも自動運転の安全性を確保するためには、道路側の対応も必要と考えております。

今年2月に、国土交通省の社会資本整備審議会において、日本自動車工業会から自動運転に向けた道路インフラへの要望がなされたところでございます。

この中でも、白線のかすれについて、車線の認識や検知の悪化を招くものとして標準化、あるいはメンテナンスのガイドラインの作成が言及されているところでございます。

今後の自動運転の市場化やサービスの実現が期待される時期につきましては、自家用、物流、移動サービスともにレベル3、これは操作の主体が車両になるといったレベルでございます。それ以上のレベルについては、2020年代として具体的な時期が示されておりますが、いずれも、高速道路もしくは限定地域を対象の空間としているところでございます。

したがって、県が管理する一般道路におきまして、レベル3以上の自動運転車が普及するのは少し先になると考えております。しかしながら、レベル2以下の運転支援技術については、白線の検知を前提とした様々なシステムの普及、拡大が見込まれているところでございます。

県としても、白線の管理水準を一定のレベルで維持していく必要があると考えております。

また、白線以外につきましても、道路については、高精度地図を作成するための道路管理台帳のデジタル化、あるいは道路施設の維持・更新情報のデジタル化など、対応する必要があると考えております。

自動運転を見据えて、しっかりと政策を進めてまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 水野部長、ありがとうございました。

あまりたくさんいただいたもので、まとめ切れなくて申し訳ございません。いろいろな対策を国と県と調整して、また、AIの技術も駆使して対応していただけるとのことでありますので、どうぞまた一つ、よろしくお願いしたいと思います。

日産は、プロパイロットシステム、木村拓哉さんが出ているCMですけれども、全車種に高速道路での渋滞時における運転操作の負荷を軽減する目的として、前走車をはじめ周辺の交通状況を監視するとともに、運転手に代わって運転操作を行う、車線内の走行を維持しながら前走行車に追従するシステムによる、監視レベル3の段階です。

よって、ますます、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、区画線の路面標示がやっぱり鮮明に明示され、維持、管理されることが重要になっていきます。どうぞ、またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問として、区画線の入札工事についてお尋ねいたします。

今年度、建設事務所から発注された区画線工事の入札に参加した業者総数は、22社と聞いております。

交通安全対策に係る区画線工事は、建設事務所と警察本部から発注されておりますが、建設事務所の入札では、事務所より参加できる業者が特定地域の業者に限定されると聞いております。

そこで、七つ目の質問ですが、なぜ建設事務所の入札では、この22社全ての業者が参加できるのではなく、参加できる業者が特定の地域の業者で限定する場合ということに、何でかということをお尋ねしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 区画線工事における入札について、お答えさせていただきます。

区画線工事の発注に当たっては、入札参加資格として、発注業種、地域要件、同種工事の施工実績、路面標示施工技能士の配置、この四つの要件を設

定しております。

このうち地域要件につきましては、発注機関において適正な競争性を確保できることに留意し、対象業者の本店、支店、または営業所の所在地の範囲などを設定できることとしております。

工事の発注に当たりましては、各建設事務所において、地域の建設業の受注機会の確保に配慮するとともに、競争性確保の観点から、入札参加者数などを勘案の上、適切な地域要件を設定しているところでございます。

今後も、競争性や地域の実情に配慮して、工事の発注に努めてまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 真弓理事、ありがとうございました。

参加したい工事に、参加できないことは不公平かなとちょっと考えておりましたが、発注者が、競争性や地域の実情と地域要件、ほかあと三つを考慮した上で発注を行っていただいておりますということでございました。

そのことで、入札の参加要件が地域ごとに異なっておるんだなということもよく分かりましたので、また、今後は、地域の建設業者の中には多少不公平感を感じられている方も数多くいらっしゃる意見をお伺いしていますので、今後、このような意見も踏まえて、よりよい制度への改善をお願いしまして、引き続きの質問とさせていただきます。

続きまして、八つ目の質問として、道路案内標識への広告看板の設置についてお尋ねいたします。

四つ目の質問でもお尋ねいたしましたが、競技施設や都市公園、歩道橋などで、ネーミングライツによる財源確保が進められていますが、さらなる手段として、例えば、県道各所に設置してある大型道路の標識板への、特に支柱です、広告看板の取付けについても検討してはどうかと考えます。

（パネルを示す）これがF I型の標識、これがF II型の標識で、県はこの2種類が立っております。これらの県道の各所に設置してあるオーバーヘッド式の道路標識を支えるF型標識は、大型標識板を効率的に設置可能として、経路案内を行う道路案内標識に多く採用されております。また、さらに表示

を生かし、見やすさを優先した機能的な形状です。

この道路標識における、国土交通省による土木工事標準設計図書における、オーバーヘッド式道路標識による、先ほどのFⅠ型、FⅡ型に關しての支柱に対しての基準としては、（パネルを示す）こちらになります。支柱が原則として溶融亜鉛メッキ色として、周辺環境との調和を図ることで、この部分ですけれども、貼り紙をしてはいけないという箇所なんです。ここから下は3メートルの距離があるんですけれども、図面であるように、オーバーヘッド支柱に対して施主、そして管理者である国土交通省というシールが貼られておるんです。ここですね。

県はいわゆる無電柱化を図る中でありますけれども、この部分に、広告看板もしくはシールみたいなのを貼って、広告看板として扱った使用料を徴収して、県の収入として見たらどうかと考えておりますが、交差点等、非常に危険な視認性の問題である、ちょっとそれは問題があると思っておりますが、これが可能かどうかお尋ねいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 道路案内標識への広告看板の取付けについて、お答えさせていただきます。

委員が御指摘のとおり、道路等の公共空間に民間に活用していただくといったことについては、財源を確保する上で、今後の重要な方向性であると考えております。

大型の道路案内標識につきましては、県管理道路において約2500か所ございます。しかしながら、電柱や歩道橋と違って、目的地あるいは距離などの道路情報を利用者に見ていただくといったことが目的となっております。これとは別の広告情報を付加するといったことについては、本来の目的に支障を与えるおそれがあり、慎重に考える必要があるというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

一方で、今後の公共空間の民間での活用につきましては、空間を質の高いものとするといった目的において官民連携で取り組んで、広告等による収入

を、直接その現場に還流する仕組みが重要であるというふうに考えております。

例えば、バス停の待合環境改善のために、上屋を公共で整備して、バス会社に上屋内の広告板を設置してもらって、広告料の収入でバス会社に上屋の維持管理をしてもらうといったような仕組み、あるいは電線の地中化に伴い設置した路上の変圧器の上に、民間でデジタルサイネージを設置してもらって、広告料で整備、あるいは管理費を賄うとともに、公共の防災や観光情報も発信してもらう仕組み、あるいは歩道の植栽活動に企業から資金提供していただき、花壇に企業名を掲示してもらう仕組み、こうした仕組みといったものが全国で進められているところでございます。

地域の方々、そして民間企業、公共事業がウィン・ウィンな関係になるように、県としても取組を強化していきたいと考えております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 水野部長、ありがとうございます。

なかなか難しいとは思っておりましたけれども、やはりコロナ禍の中で三重県内の税収が落ち込む中ですが、その中でも企業は生き残りをかけて、今までに経験のない厳しい環境の下で、必死に企業体質や企業内整備をしております。

しかし、地域あつての企業であり、非常に厳しい環境下でも、地域のために貢献して、さらには地域に受け入れられる企業でありたいのは、どの経営者もどの社員の皆様も、その気持ちは同じだと考えます。

発想のアイデアとしては、道路標識の広告看板の視認性の問題とか安全面の面で乏しかったかもしれませんが、県としてはしっかり企業との提携を考えていただいております。きっと地域の企業の方は、協力して展開していくものと信じております。

今回のネーミングライツによる収入が、歩道橋や各競技施設や都市公園にも拡大してきました。この流れで、県内の施設やこれからの県内の入札にも、実は目的物引渡し前、いわゆる完成工事の検査前にも、こういうネーミング

ライツのパートナーとして、各受注企業との契約交渉というのもありきではないかと思えます。

県税収入以外に営業外収益をやっぱり高めるということが、県内の財政の落ち込みに対するレバレッジを効かせると思えます。未来の子どもたちのためにも頑張り続けることを切にお願いして、最後の三つ目のテーマに移らせていただきます。

令和2年度、みえ現場d e 県議会において、新型コロナウイルス感染症が及ぼす県内経済への影響についてと題し、1月26日火曜日に四日市市のじばさん三重で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症第3波が猛威を振るい、残念ながら中止となってしまいました。

しかしながら、三重県においての人やものの動きは、さらに三重県独自の緊急警戒宣言により停滞し、また、不要不急の外出自粛により商店街の人流は途絶え、ほぼ全ての業種で売上げの落ち込みが見られ、地域産業は経験のない非常に厳しい環境下に置かれる状況となっております。

そこで、今回、みえ現場d e 県議会に参加予定であった関係者の方と、さらに各企業の方々に個別でインタビューを行ってまいりました。御紹介させていただきます。

創業154年を迎える酒造業を営む若手のホープ、7代目の代表取締役社長が語られたことは、酒類の販売店における消費回転率が落ち込んだが、海外輸出が伸び、オランダから上海、北京へと販路拡大を、商社と提携したおかげで、厳しい環境であるが、コロナ禍における雇用調整助成金を活用し、従業員の働く環境整備により雇用維持ができていたとのことでした。すばらしい若手の起業家と巡り会い、とても勇気を得られ、同時にまぶしく輝いていました。

また、さらに、アルミ金型ダイカストを製造される企業の代表取締役社長にインタビューしました。

リーマンショック時の経験が生かされ、常に販路拡大を中心に営業展開をしたことにより、1社依存型企业から多種多様な産業に受け入れられる品質



管理体制、クイック・アンド・ダーティーにより企業変革を行い、いわゆる完璧を目指すあまりに、逆に無駄、非効率が生まれ、精神的に追い込まれるよりは、不完全に仕上げる。でも不完全と言っても、製品としては施主に対してそれは認められる、そういう技術を磨いて、顧客要望に応えながらも、コスト追求に対応できる技術力と品質に応える。それにより未来が開けた。

でも、やはり生産受注計画は、年度の中で景気の影響度と比例して、変更を余儀なくされると。主に外国人雇用が中心であります。やはりコロナ禍における雇用調整助成金の活用を行うことにより企業が維持されるので、次年度も新型コロナウイルス特例措置の雇用調整助成金が延長されると、勇気を得て経営ができるので、ぜひ国や県に期待したいとのことでした。

自動車部品供給は各メーカー必死な競争を演じておりますが、ぜひ企業価値を高めて頑張ってくださいと思います。

続きまして、観光関連で、湯の山温泉協会の会長にインタビューしてまいりました。

コロナ禍の中で一番弱ったことは、年間の売上げに対して限界利益を想定して、さらにホテル館内の設備投資と合わせ、1年間の運転資金の借入資金の調達をするものの、緊急事態宣言や緊急警戒宣言が出るたびに、せっかくの予約がキャンセルになる。いくら政府がキャンセル料に対して補填はしていただくが、人件費と光熱費等、食材ロス、これが一番大きかったということです。年末年始に、これはもう忘年会、新年会、これに対して合わせて食材を買っていたものが、みんなロスになってしまったと。莫大な損失になったと聞いております。

代表質問でも、中川議員からも伊勢の観光状況を伝えられましたが、G o T oキャンペーンで一時は活気づいたものの、昨年12月初旬でストップされて意気消沈ということです。

いつまでも続く新型コロナウイルス感染症と嘆くのは、1年間投資した何億円もの運転資金の返済期日も迫ってくると、しかし、また次年度の年間運転資金がないと、このままではもたないと。やはり特例措置により、3年間

元金据置き、3年間無利息、5年のケースもありますが、資金調達における期限延長等、国、県独自の資金調達に対しても、さらなる特例措置をお願いしたいとのことでした。

また、御当地、四日市コンビナート、この夜景クルーズですね。（パネルを示す）こちらと、さらに、きれいな、（パネルを示す）四日市コンビナートでございます。この四日市コンビナート夜景クルーズを手がけられ、観光業界でも活躍されております代表取締役社長にもインタビューしてまいりました。

鈴木知事はじめ県職員の方々、そして議員の皆様、ぜひ四日市コンビナート夜景クルーズに乗船くださいということでもございました。

何せ厳しい環境は変わらない、いつときも早くコロナ禍が収束して、G o T oキャンペーンの再開等を期待すると同時に、鈴木知事にもぜひ北勢地域の観光、そして、湯の山温泉協会のためにも御尽力を賜りたいということも、どうぞよろしくお願ひしますということでもございました。

続きまして、運輸関係でタクシー業界の代表取締役社長にインタビューしてまいりました。

タクシーを運転する乗務員が、乗客として新型コロナウイルスの陽性者と乗り合わせてしまい、PCR検査後はやはり陽性となり、濃厚接触者となつてしまいました。

このことにより、タクシー車両の感染防止対策を強化するに当たり、光触媒等によるコーティングや、ニューノーマルタクシーとして超高性能フィルターを搭載した高効率空気清浄機と、その効果を見える化できるモニターが補助金の対象となり、昨年12月15日の臨時閣議決定において、令和2年度第3次補正予算が決定され、今回2分の1が補助の対象となりましたが、高効率空気清浄機が20万円以上ということで、あまりにも高価な金額のため、全てのタクシー車両に完備することは非常に困難とのことであります。

これから、観光客、企業、県民生活の必要性が不可欠な交通手段となるタクシー事業が存続できるよう、安全・安心を提供するニューノーマルタク

シーへの御支援を願いたいということでございました。

さらに、最後に、四日市市の諏訪商店街に、人流の流れは緊急警戒宣言により途絶えたと。それによって、居酒屋通りが全くもって人が歩いていないもので、機能しなくなったと。時短営業で9時までの要請に対して応えて店を開けるものの、やっぱり人の流れがもう途絶えてしまうと、もう戻ってこないと。

それで、また、焼き鳥屋の、私の大好きな先輩とも話しましたがけれども、これは人を戻すということに対してどう取り組んでくれるかということに対して、また、県の対応として鈴木知事をお願いしてもらえないかというような話でございました。

私も、この商店街は、小さい頃から三輪車でくるくる回っていましたので、その思いは胸が締めつけられる思いがあります。

最後に、三重県のこの98%の中小企業・小規模企業事業者に向けて、長田議員からも代表質問でまたお答えをいただきましたけれども、いま一度、また強いお言葉を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（島上聖司）** 中小企業・小規模企業に対する県の今後の対策について、御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、飲食業や観光業をはじめとする、あらゆる産業が甚大な影響を受けたため、そうしたことを受けまして、切れ目のない経済対策をこれまでに実施してまいりました。

私も参加いたしましたけれども、先日開催されました三重県商工会議所連合会の通常会員総会、ここにおきましても、各会議所の会頭の方々から、地域では中小企業・小規模企業の資金繰りは依然として厳しいといった声や、コロナ禍より減少した売上げが戻らない中、借り入れた融資の返済の不安の声が大きいといったような御意見がございました。

まずは、経済再生に向けまして、中小企業・小規模企業の事業継続に向けた支援というものが需要だというふうに考えております。

具体的には、セーフティネット資金の継続の実施によりまして資金繰りを支援するという、そして三重県信用保証協会に新しく経営改善コーディネーターを10名配置いたしまして、経営課題解決に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

課題解決や生産性の向上、業態転換を目指す取組を支援していくということ、また、PR機会を失った売上げを回復させるためにも、ICTを活用した販路開拓支援をしていくということでございます。

また、緊急警戒宣言の期間延長等により、飲食店、その他取引事業者などが事業継続できるように、新規の制度を新たに設けさせていただきます。

加えまして、観光につきましても、安全・安心な観光地づくりを推進してまいりまして、観光需要の喚起というものも図ってまいりたいと思っております。

あと、雇用につきましても、労働力の需給マッチング支援等を行うとともに、雇用調整助成金の特例措置のさらなる延長を求めてまいりたいというふうに考えております。

一方で、新たな事業展開や価値創出に向けた支援というものも必要になってまいります。特にDXの取組をしっかりとってまいりたいというふうに思っておりますので、新たな取組としましては、補助制度の創設だとか、あと、DX寺子屋といったような、そういった支援を行いたいと思っております。

あと、基盤的支援といたしましても、経営指導員を増員するという取組をいたしております。

いずれにしても、中小企業・小規模企業の皆様が困難を乗り越えて、安心して事業活動を継続していただくということが大事だと思っておりますので、私どももオール三重であらゆる施策を総動員しながら、事業者に寄り添った支援を実施してまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 島上部長、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

## 休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。31番 村林 聡議員。

〔31番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○31番（村林 聡） こんにちは。度会郡選出、自民党会派、村林聡です。早速、質問のほうへ入ります。

大きな1番として、コロナ禍の教訓を踏まえた医療提供体制の強靱化というように題名を置きました。

「働かないアリに意義がある」という本があります。進化生物学者の長谷川英佑という方が書かれたものです。読んだのが随分前のこととなりますので、うる覚えなんですけど、以下のような内容だったはずですよ。

アリの巣の中に、一見すると働いていないように見えるアリがいるが、それはどういう状況になれば働くべきかという感じ方の違いがそうさせている。なので、そうしたアリも危機が訪れれば働くのだと。こうしたアリの存在が環境変化への備えとなっており、一斉に全員が働いて、一斉に全員が疲れる

社会よりも、こうした余裕、備えがある社会のほうが生存戦略として有効であるから、このように進化したのだと。大体以上のような内容だったと思います。

経済効率性のみを追求して様々なものを削っていくことは、現在の環境が安定し、変化しないことを前提に環境変化への備えを削っていくこと。その行き着く先は恐竜のように絶滅。ある時代の絶対王者が次の時代もそうだとに限らない。現在の環境のみに特化するということは、こういうことなのだと考えています。

映写資料をお願いします。（パネルを示す）クリストファー・フッド、当時、ロンドン大学教授という方の「ニュー・パブリック・マネジメントは万能か？」という著作の中にある表を映写してもらっています。

行政には三つの価値があるとしていまして、一つ目が簡素・効率、二つ目が公平・公正、三つ目が強靱かつ弾力となっております。

ニュー・パブリック・マネジメントというものは、一つ目の簡素・効率という価値を重視するあまり、二つ目と三つ目、公平・公正、強靱かつ弾力という価値をおろそかにする傾向があること、そして、そうした流れがいまだに改まっていないということを批判しています。

世界的に経済と財政の関係が厳しいという背景があり、こうした流れが、このコロナ禍で世界において医療を崩壊させ、悲惨な被害を出しているのではないかという指摘があります。

さて、お伺いします。

今回のコロナ禍の教訓を踏まえて、医療体制というものは余力を意識した備えが必要であると考えますが、今後の三重県の医療提供体制について御所見をお聞かせください。御答弁をよろしくお願ひいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

**○医療保健部長（加太竜一）** コロナ禍の教訓を踏まえた今後の医療提供体制についての考え方について御答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療体制につきましては、感染症病

床24床に加えまして、一般病床等を含めて、現在392床の病床を確保し、患者を受け入れていただいているところでございます。

また、疑い患者に対する外来診療体制につきましては、検査を集中的に実施するPCR外来を県内11か所に設置するとともに、発熱患者等の診療または検査を実施可能な500を超える医療機関を診療・検査医療機関として指定するなど、公立・公的病院のみならず、民間病院、診療所等の協力も得ながら、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備してきたところでございます。

今申し上げました新型コロナウイルス感染症への対応から、今後の新興感染症等の感染拡大時には、一般の医療提供体制についても大きな影響が及ぶということが改めて明らかになったところでございます。

そこで、令和2年の12月に改訂を行いました三重県感染症予防計画におきまして、新たな感染症が大きな広がりを見せ、指定の感染症病床24床のみでの対応が困難となった場合に備えまして、一般病床における受入協力体制を平時から整備するということを明記したところでございます。

一方、国におきましても、令和6年度以降の次期医療計画の項目に、新興感染症等の感染拡大時における医療を追加し、平時からの取組として、感染拡大に対応可能な病床等の確保や専門人材の育成・確保に関する内容を、感染拡大時の対応として、受入候補医療機関や医療機関の間での連携・役割分担等に関する内容を盛り込む方向で検討が進められているところでございます。

今後につきましては、厚生労働省における医療計画に関する基本方針や医療計画作成指針等の見直しについての議論も注視しながら、次期医療計画の策定に向け、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る地域における医療機関ごとの役割分担の実績や課題等の整理を行い、先ほど申し上げました一般病床における受入協力体制の整備も含めまして、新型コロナウイルス感染症対策協議会や医療審議会等の場での検証、地域医療構想調整会議等の場における地域ごとの実情に応じた議論を行ってまいりたいと考えてござい

ます。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

まず、現在の体制を御答弁いただいて、今後、他の新興感染症が発生した場合に備えた感染症予防計画を改訂したりでありますとか、国の次期医療計画なんかにもそうした備えというものが盛り込まれておるので、地域の役割分担なんかも考えながら今後進めていきたいというような御答弁の内容だったかと思います。

もちろんそのように進めていただきたいと思うんですけど、私の申し上げたような余力とか備えというところがあまり答弁が、少なめだったかなと思うので、ぜひこれは国のほうへ要望していかなければならないことだとは思いますが、そうした枠組みということを大きく広げていくように要望していただけるように、私からも要望します。よろしく願いします。

11月の一般質問でも申し上げた部分なんですけれども、こうした非常時、緊急時に、かえって病院経営が傾いたりですとか、頑張っている看護師のボーナスがなくなったりということでは、全く備えているとは言えませんよね。

誤解のないように申し上げますが、効率化するなど言っているわけではなくて、効率化した上でできた分の余力は、いざというときの備え、強靱化へ回すべきだろうと申し上げておるわけでございます。

この項目の最後に、改めて1点要望させていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの医療従事者等への優先接種が始まっていますが、病院は一つのチームですので、分断などが起きないようによろしく願いいたします。

病院に勤めておられる方が、全く新型コロナウイルス感染症と無関係で仕事ができるとはとても思えませんので、この点、しっかり御配慮いただきますよう要望いたします。



では、次の項目へ入ってまいります。

大きな2番、新型コロナ陽性で入院調整中の方への支援というように題名を置きました。

今回のコロナ禍の教訓として分かったことの一つが、病床使用率が100%にならなくても、病床使用率が50%を超えてくると、入院調整中という自宅待機せざるを得ない方々が出てくるということです。

この三重県においても、実際、1月には100名を超える方々が、こうした入院調整中として自宅待機となりました。よって、今後、感染拡大が起きた場合の備えとして、入院調整中の方々をどう支援していくのかということを考えておく必要があります。

現在、三重県においては、自宅療養というのは実施していないわけですが、仮に、自宅療養を実施せざるを得なくなった場合への備えにもなります。

まず重要なのは、自宅にいたとしても容体の急変などに対応できるようにすることや、家族内での感染拡大をどう防いでいくのかということです。次に、自宅の外には出られなくなるわけですから、食べ物などの日常生活に必要なものをどうお届けしていくのかということになります。こうした支援は、地域住民の安心にもつながるはずです。

そこでお伺いします。

新型コロナウイルス感染症陽性で入院調整中の方へ、健康面への支援や生活必需品などの支援を行うべきであると考えますが、市や町との役割分担も含めて御所見をお聞かせください。御答弁をよろしくお願いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 入院調整中の方への必要な支援ということについて御答弁申し上げます。

1月上旬から新型コロナウイルス感染症患者が急増したことにより、一部の地域で入院調整が困難な状況となり、先ほど議員から御紹介がありましたとおり、自宅で入院を待つ入院調整中の方が大幅に増加した状況でございました。

1月14日の緊急警戒宣言発出後、県民や事業者の皆さんに御協力いただいた結果、最近では、感染状況は徐々に落ち着き、2月下旬からは、入院調整に時間を要する方はほほいない状況というふうになってございます。

これまで、入院調整中の方には、家庭内での感染防止を図るために、自宅での過ごし方の留意点等を記載しましたパンフレットを配付させていただくとともに、外出制限に対応できるように、支援を希望する方に対しては、日常生活に必要な食料でありますとか、トイレトペーパー、除菌用のウェットティッシュなどの生活必需品を、状況に応じて配送させていただいているところでございます。

また、保健所による健康観察時におきまして、患者さんの健康状態を適切に把握するために、血液中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターを配付する体制を整備し、希望する方に貸出しを行っているところでございます。

さらに、入院調整中の方の不安に対応できますよう、体調やメンタル等の状態について、医師、看護師による専門的な助言を受けることができる相談窓口を案内するなど、積極的な支援を実施させていただいているところでございます。

引き続き、入院調整中の方への積極的な支援を実施するとともに、今後、さらに感染が拡大し、自宅療養を併用せざるを得ない状況になった場合に備えまして、市町や関係機関と連携しまして、生活支援面での充実や多言語対応など、よりきめ細やかな支援ができるよう検討を引き続き進めてまいって、そのときには対応できるように備えていきたいというふうを考えてございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

これまでも食料などの生活必需品について配送しているということですね。今後、さらに拡大した場合に備えて、市町とも連携して支援の充実を検討していただけるということなので、ぜひともよろしく願いいたします。

今、自宅にいても、医師、看護師の相談を受けられる窓口を開設いただいておりますという御答弁があったんですけれども、もう少し私のイメージとしては、積極的な部分が必要かなと思うんですね。

それは、たとえ自宅にいる場合であっても、それはたまたま場所が自宅というだけであって、医療の判断、医師の管理下にあるべきではないのでしょうか。例えば医師がもう少し積極的に、必ず医師のほうから最初の段階で問診をすとか、そのようなことが必要だと考えますので、よろしく御検討いただきたいと要望しておきます。

では、大きな3番の項目へ入ります。

訪問看護への支援についてというように題名を置きました。

高齢化が進む一方、健康寿命も伸びています。こうした中、地域包括ケアシステムの下、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるを支えるため、今後ますます在宅医療、在宅看護の重要性は増していくと考えています。

また、このコロナ禍においても、サービスを提供してくださっている訪問看護の現場の皆さんには、ふだん以上の大変な御尽力をいただいているものと深く感謝しているところです。

さて、昨年5月に三重県看護協会から、一般社団法人三重県訪問看護ステーション協会ができたと伺っております。この機会に、三重県の訪問看護がより充実したものとなるよう願っています。

一方、実際の訪問看護の現場からの声では、三重県の地理的特徴として、車で移動する距離が長くなることへの負担や、訪問看護を行うには豊富な経験が必要であることなどなど、たくさんの悩みがあると聞いています。

そこでお伺いします。

県として、この契機に、訪問看護に係る促進や支援について、現場の声も踏まえてどのように取り組んでいくのかお聞かせください。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 訪問看護サービスの充実につきまして、現場の

ニーズも踏まえ、今後どのように取り組んでいくのかということについて御答弁申し上げます。

訪問看護は、在宅で安心して療養生活を送ることができるよう、訪問看護師がかりつけの医師との連携の下に看護サービスを提供し、心身の機能の回復を支援するものでございます。

平成29年3月に策定しました三重県地域医療構想では、本県における在宅医療等の1日当たりの医療需要を、平成25年の約1万6000人から、令和7年には2万2000人になると見込んでおります。この需要に対応していくためには、地域包括ケアシステムに係る体制整備を進めていくことが重要と考えています。

訪問看護は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目指す地域包括ケアシステムに必要不可欠なサービスであり、提供体制の質と量を一層確保していく必要があると考えてございます。

県といたしましては、平成30年度から三重県訪問看護支援センターを設置し、訪問看護ステーションの運営に関する相談対応でありますとか、ステーション間の協働体制の構築等に取り組むとともに、小規模ステーションの運営の安定化・効率化を図るため、アドバイザーの派遣を行っているところでございます。

また、訪問看護の経験の浅い看護師を対象とした研修、先ほど議員からも経験が重要だという御指摘ございましたが、そういった経験の浅い看護師を対象とした研修でありますとか、訪問看護師が高度な医療処置における看護ケアを習得するための研修、訪問看護ステーションと医療機関の看護師相互の現状・課題等を理解し、知識や技術を共有・向上するための研修を実施するとともに、訪問看護のパンフレット作成、住民や医療介護関係者を対象とした訪問看護を周知する研修会の開催などにより、訪問看護サービスの普及啓発も行っているところでございます。

さらに、令和3年度からは、訪問看護ステーションの管理者の資質向上を図るための研修や、新人訪問看護師の雇用に係る費用の補助等を実施するこ

ととしており、より質の高い看護を提供できるよう支援していきたいと考えてございます。

これらの取組に当たりましては、現場のニーズを踏まえたものとするため、三重県看護協会や三重県訪問看護ステーション協議会の御意見を伺いながら、実施しているところでございます。

また、三重県看護協会や三重県訪問看護ステーション協議会には、県が主催する社会福祉審議会や医療審議会、在宅医療推進懇話会等に委員として参画をいただいております。県の施策について定期的に御意見をいただくとともに、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応状況をお伺いし、先日行われた在宅医療推進懇話会において情報共有をさせていただいたところでございます。

今後も、三重県看護協会や三重県訪問看護ステーション協議会の御意見をお聞きすることで現場のニーズの把握に努め、訪問看護ステーションの運営の安定化や訪問看護師の確保・資質向上に取り組み、在宅医療の推進につなげてまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

アドバイザーの派遣とか各種研修をかなりたくさんやっていただいております。まず御答弁でそのことは分かったように思います。その後段のほうで、いろいろな協会とも情報共有を図り、しっかり意見を聞きながら実施しておりますのだという答弁だったと思います。

今後、現場のニーズをしっかりと情報共有する中で聞き取っていただいて、経営の安定化なども含めて取り組んでいただけると、そういう決意を聞かせていただいたものと私としては受け取らせていただきましたので、ぜひとも今後に期待させていただいて、よろしくお願ひしたいと申し上げます。

県と協会で現場の悩みの声をしっかり聞いて、そうした声に応える運営となるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。お願いいたします。

では、この項目も終えまして、大きな4番へ入りたいと思います。

コロナ禍をふまえた魚類養殖業の今後のあり方についてというように題名を置きました。

コロナ禍で大きな影響を受けているマダイをはじめとする魚類養殖業について、11月の一般質問に引き続き、質問させていただきます。

県や漁連の取組等によって、マダイの在庫として滞留していた3年魚は、一旦解消されたと聞いています。県の様々な取組について感謝申し上げます。ありがとうございます。

しかしながら、先日、漁連からお話を伺ったところ、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、12月以降、養殖マダイの出荷が鈍っており、3年魚が再び滞留してきているそうなのです。1月末の時点を昨年と比べてみますと、3年魚については倍以上残ってしまっているのです。

このままの状況が続きますと、例年だと5月から6月に予定している新しいマダイの稚魚を入れるということができなくなるかもしれません。実際に、既に稚魚導入見送りを決めた業者もいるそうです。

マダイは稚魚を入れてから2年後に出荷しますので、2年後に出荷できるマダイが大きく減ることになりかねないということです。

三重県は、マダイ産地として、1.5キログラムくらいの売れ筋のサイズを周年出荷、1年中いつでも出荷できるというのが強みなのですが、その強みが失われようとしています。

そうして、三重県のマダイ産地としての力が落ちると流通の力も落ち、総じて競争力を失います。つまり、ここで稚魚を導入できるかが、三重県がマダイ産地として残れるかの瀬戸際なのです。

また、学校給食へマダイ等の食材を使ってもらおうというみえの畜水産物学校給食活用促進事業については、水産物の分の予算、約4億円のうち、県の試算では約1億5000万円くらいの実績になる見込みだと聞いています。

どうしてこういう残念な結果となったのか、県教育委員会と意見交換をしてみましたところ、タイの骨は鋭いので万が一の事故が怖いでありますとか、間に入って加工してもらおう業者を探すのが大変といった声が届いているそう

です。マダイの消費拡大には、骨の問題と加工の問題が大きいのだと改めて感じさせられました。

11月の一般質問において農林水産部長から、生産性の向上や法人化など経営力強化による構造改革を進め、本県魚類養殖業の競争力強化を図るとの御答弁をいただきました。

こうした県の方針には大いに賛同するところですが、それらに加えて、ここまで申し上げてきたことについても考えていただけないでしょうか。例えば現在、三重県の養殖マダイは活魚による出荷が中心となっていますが、活魚以外の加工などの出荷体制を構築するなどです。

いろいろ申し上げましたが、改めてお伺いします。

コロナ禍を踏まえた養殖業の在り方について御所見をお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、コロナ禍を踏まえた魚類養殖業の今後の在り方についての、県の考え方ということで御答弁させていただきます。

県では、昨年10月に策定した三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画において、競争力のある養殖業の構築を掲げており、今後の展開方向として、コロナ禍において露呈したマダイに依存した経営の脆弱性の改善を図りつつ、収益の向上につながる新魚種の導入やリスク分散などによる新たな魚類養殖の確立を図ることとしています。

また、新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響が続く中、養殖マダイが順次出荷の時期を迎え、再び出荷の滞留や価格の低下などを招くおそれがあることから、引き続き養殖業者への支援が必要であると認識しております。

このため県では、喫緊の対応として、令和3年度においても養殖業者の皆さんへの金融支援を継続しますとともに、今年度の検証も踏まえて、国の事業を活用した学校給食への食材提供による消費拡大対策などに取り組み、安定的な出荷につなげていきたいと考えています。

加えて、魚類養殖業の将来を見据え、生産性の向上や経営力の強化による構造改革を進めるため、令和3年度からは、安価な代替飼料の開発や法人化の促進、トラウトサーモン等、新魚種の導入、それから、気候変動に対応できる高水温にも耐性の高い養殖魚の開発などに取り組んでいきます。

また、昨年7月に策定された国の養殖業成長産業化総合戦略では、これまでのプロダクト・アウト型からマーケット・イン型養殖業への転換を図るとともに、生産、加工、流通等の各段階が連結し、養殖のバリューチェーンの付加価値の向上を目指すこととしています。

このため県では、本年1月に、県漁連、漁業協同組合、鳥羽商船高等専門学校、三重大学など産学官で構成するみえスマート水産業研究会を立ち上げ、魚類養殖管理の省力化や計画的かつ効率的な生産、加工・流通に至る体制の構築、若者の新規就業・定着の促進、海洋環境データの活用等の研究を開始したところです。

さらに現在、県漁連が中心となり議論されている産地における加工・流通体制の強化についても、本研究会での研究結果を踏まえながら、県漁連と一緒に検討していきたいと考えております。

今後は、こうした中長期的な視点も踏まえながら、養殖業が持続的に発展できるよう、関係団体等としっかり連携しながら、本県魚類養殖業の競争力強化を図り、成長産業化の実現につなげてまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

まず、御答弁いただいたのが、マダイという一つの魚種に依存し過ぎていたのではないかということから、そこから脱却していくというお話がありましたけれども、私が漁連で聞くとところによると、三重県海水養魚協議会の皆さんなんかがお話しされておる中では、まだなかなか結論みたいなことまでは出ていないということですので、しっかりそうした団体の意見も聞きながら進めていただきたいとお願い申し上げます。非常に厳しい状況なので、引き続き支援していただけるということなので、ぜひともよろしくお願い



します。

今申し上げたように、やっぱり大きくは二つ、一つが稚魚の導入をどうしていくのか、支援していくのかということでありまして、もう一つが、販売促進のための手だてというのが、もう目の前にある大きな二つだと思いますので、そこはぜひともお願いしたいと改めて要望いたします。

少し中長期的なお話、加工も含めていただいたわけですが、まず、安価な餌についても御答弁いただきました。

漁連でお話をたしか伺ったときには、以前11月に御答弁いただいた酒かすを、今の使っている餌の代わりにしようじゃないかというお話で、実際に試食が始まっておるということで、味自体には何の問題もないというお話は伺っております。ぜひともよろしく申し上げます。

ただ、まだ餌の保管、酒かすを冷蔵保管しないかのかとか、またちょっと課題はいろいろあるそうですので、どうぞそうしたこともお願いいたします。

今申し上げた加工・流通体制の構築を既に研究を始めていただいておりますので、産地における加工も検討いただいておりますという御答弁をいただいて、大変ありがたかったです。ぜひともよろしく申し上げます。

その加工について、ちょっと提案をさせていただきたいと思うんです。生産者や団体の意見をよく聞いた上で進めてほしいというのがもう大前提なんですけれども、個人的な意見、提案としてなんです、これまでブランド化、差別化を図るときに、身質のよさ、おいしさで勝負していたことが多いように思うんですけれども、もしできるのであれば、骨なし保証、絶対に骨は入っていませんというような、加工によるブランド化、差別化は考えられないのでしょうか。ぜひ提案といたしますので、研究、検討をよろしく申し上げます。

先ほど答弁の中で、給食への食材提供をまた考えていただけるということなので、だとすると、やはりこここのところを解決しないと、また使っただけないということになりかねないので、それも併せてお願いいたします。

もう一つ要望しておきます。

9月補正事業の創造的かつ革新的な漁業経営強化対策事業は、大変好評であったと聞きますので、今後も枠組みとして活用いただきたいと要望いたします。よろしくをお願いします。

以上で大きな4番を閉じて、次の大きな5番、新たな日常に対応した業態転換支援についての項目に入ります。

このコロナ禍に対応して、国なども含めて、行政は様々な支援策を講じています。一方で、それらの支援策に不公平感があるという声も耳にします。このコロナ禍に、全く無関係でいられる業種、業界はあり得ないでしょう。

知事も、ビルド・バック・ベター、新型コロナ前よりもよりよい社会へとおっしゃっておられるように、新型コロナ前の社会にそっくりそのまま戻っていくのではなく、より感染症に強い社会へと変わっていくのでしょうか。であるならば、あらゆる業種、業界は、より感染症に強いかどうかという選択圧力を消費者から受けることとなります。

よって、私は、中小企業・小規模事業者の新たな日常に対応した業態転換支援にしっかり力を入れて取り組んでいくことが重要であり、より公平な支援策となるのではないかと考えています。

そして、もう1点、気になっていることがあります。

これは、商工関係の方々のみならず、水産関係の方々からお話を伺ったときにも耳にしたことなのですが、それはコロナ関連の融資事業についてです。

これらの融資というのは、返済までに据置期間、猶予期間を置いていただいているわけですが、いざそれらの期間が明けて返済が始まると、猶予中の期間の分までまとめて圧縮して返すことになるので、普通に借った融資より、むしろ返済が厳しくなるのだそうです。とすると、3年とか5年とかの猶予期間が明けて、返済の始まるその3年後、5年後に大量倒産が起きるのではないのかという心配の声です。

では、お伺いします。

中小企業・小規模事業者の業態転換に向けて、県はどのように支援してい

くのでしょうか。また、コロナ関連融資の返済据置期間終了後に向けて、今から借換え等も含めた対策の検討が必要であると考えますが、御所見をお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 業態転換支援と借換え等の対応について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、県内のあらゆる中小企業・小規模企業の活動に深刻な影響を及ぼしております。とりわけ第3波の影響により、飲食や宿泊など、人の移動を伴うサービス業を中心に事業継続の危機に直面していることから、県では本年1月に、事業継続に向けた緊急支援パッケージを取りまとめ、中小企業・小規模企業の資金繰りや事業継続、販売促進に緊急的に取り組んできたところでございます。

一方、昨年春からのコロナ禍におきましては、例えば大人数での会食といった失われた需要もございしますが、同時に、感染拡大の防止という新たな課題を解決するため、飲食店のテークアウトをはじめ、新たな需要も発生しておるところでございます。

こうした状況の下では、今後、中小企業・小規模企業がこれまでのビジネスモデルだけで継続的な事業収益を確保するということが難しくなると予想されております。

このため、事業の継続に向けては、これまで積み重ねてきた強みというものを最大限生かしつつ、新分野の開拓など、新たな日常に対応した業態転換への挑戦が必要であるというふうと考えておるところでございます。

県におきましては、中小企業・小規模企業が新たな需要を獲得し、人々の行動様式の変化に対応した事業を実施できるよう、昨年10月に食関連産業を対象といたしました、三重県地域企業再起支援事業費補助金を募集いたしました。中長期を見据えた事業者の挑戦を後押ししてまいりました。

本事業におきましては、例えば喫茶店営業を行っている事業者が、厨房を改装して菓子製造許可を取得して、店舗で人気のスイーツを店内飲食に限ら

ずテークアウトにも対応する取組を支援いたしました。

また、水産事業者が、市場で評価されない鮮魚を商品として販売するため、干物の製造機械を導入してインターネット販売を行うなど、新たな需要の取り込みと併せて、地域課題の解決にもつながる取組を支援いたしました。

新たな日常に対応した業態転換に向けた取組は、食関連産業だけではなく、全ての産業において必要だというふうに考えてございます。

そこで、全産業を対象とした三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金を創設いたしまして、例えば自動車向けヘプラスチック製造技術を生かした感染防止用品の開発だとか、既存顧客ネットワークを活用したネット販売の開始など、中小企業・小規模企業の新たな日常に対応した取組を支援してまいりたいと考えてございます。

続きまして、据置期間終了後の資金繰り支援についてでございます。

現在、多くの中小企業・小規模企業が、厳しい経営状況下におきまして政府系や民間の金融機関から事業資金を借り入れ、事業を継続していただいております。

例えば三重県新型コロナウイルス感染症対応資金をはじめとする県融資制度における支援の実績につきましては、2月末の時点でありますけれども、三重県信用保証協会の保証承諾ベースで約2万件、約3500億円というふうになってございます。

これらの資金につきましては、制度の開始直後に借り入れた事業者は、コロナ禍が早期に収束すると見込んで、短い据置期間で借り入れていることが多く、影響が長期化する中で返済が始まるため、資金繰りが厳しくなるということが懸念されてございます。

このため、県におきましては、2月15日に、新型コロナウイルス感染症対応資金におきまして、こうした事業者が借換えを行うことで据置期間を長くできるようにする制度改正を行いました。

さらに、据置期間終了後の事業継続に向けましては、借換えによる一時的な資金繰りの改善だけではなく、早期に経営改善を図り、利益の出る体質へ

と変えていくことがより重要だというふうに考えております。

そこで、令和3年度におきましては、新たに県内5地域に経営改善コーディネーターを配置いたしまして、返済負担の少ない据置期間中に事業者の経営改善を伴走型で支援してまいりたいというふうに考えております。

また、経営改善に取り組み、再起を図ろうとする小規模企業に向けましては、既往債務を最大15年の長期で借換えすることができる小規模事業資金の新たなメニューを令和3年度に創設いたします。返済負担を軽減しながら、余裕を持った返済計画に基づき、しっかりと経営を立て直すことができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今後もあらゆる施策を活用して、中小企業・小規模企業の資金繰り、業態転換等を下支えし、経営を立て直しながら売上げ向上や製品開発など、企業価値向上につなげていただけるよう金融機関や商工団体等と連携し、事業者に寄り添った支援をしっかりと行ってまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

たくさん御答弁いただいたんですけれども、特に気になる部分を再質問させてもらいたいと思います。

ちらっと地域課題の解決にも取り組むという言葉があったんですけれども、それはこの業態転換の中で、先ほど新たなビジネスの創出の可能性にも触れていただきましたけれども、そうしたことで、例えば買物難民であるとか、そうした地域課題の解決につなげていくことのできる可能性があるという見られるという理解でよいのか、そこを確認したいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 先ほど御説明いたしました業態転換に係る支援というのは、補助金等を通じまして行っておるわけでございますけれども、そうした事業者ベースの業態転換の御努力、それを踏まえまして、いろんな社会的課題につながるというふうに見込んでおります。

ですので、今議員がおっしゃいました買物難民とか、それを具体的にどう

いうふうに解決していくのかというのは、事業者のアイデアによるところが大きいかと思えますけれども、そういう事業者のアイデア等を積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

そうすると、今回の業態転換を支援していく中で、例えば地域の個人商店を支援する中で、もちろんその個人商店のほうのニーズとかやる気にも依存するんでしょうけれども、例えば買物難民と呼ばれる方々への支援につながっていくという、やはり理解でよかったというふうに受け取らせていただきました。

たしかみえ産業振興ビジョンを策定する際に、ビジネスによって地域課題を解決していくという内容を盛り込んでいただいております。それにも合致する内容でありますので、ぜひとも積極的に、受け身の姿勢ではなくて、ピンチをチャンスにぐらいの意気込みで、そうした地域課題の解決につながる取組をぜひともよろしくお願ひしたいと要望いたします。

ほかにも、融資の話で、非常に短い据置期間で借り入れている分の借換えについての対応をいただくということでもありますとか、令和3年度に新たな融資を創設するというような御答弁もあったかと思えます。

ぜひともよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、三つ要望したいと思えます。

困ったときにする借金というのは、やはり厳しいものがあるという声を聞いております。借金でない支援の在り方についても御検討いただきたいと要望します。例えば資本注入というような手法も研究されているように聞き及んでおります。

もう一つ要望します。

売上げ減少よりも、未収金のほうが経営上苦しいという声を聞きました。今は支援の基準として、売上げ減少何十%以上とかというふうになっていますが、それらに加えて、支援対象を決めるときの基準として、未収金に目を

向けることができないか、これについても検討、研究をお願いします。

もう一つ、地域の個人商店への支援についてですが、商工関係団体と地域活性化という枠組みで行うことができないか、検討をお願いいたします。

この項目の最後に、あるマダイ養殖業者から聞いた言葉を御紹介します。それは、マダイ養殖業が世の中に必要なかどうか、選択を受けることになる。必要なら残るというものです。

これは水産業に限ったことではなく、あらゆる業種業界が直面していることなのだと思います。公務員や政治家も人ごとではなく、心してかかる必要があると思います。どうかよろしくをお願いいたします。

では、次の項目へ移ります。

大きな6番、SNSを活用した行政サービスについてに入ります。

SNSと言われるLINEやフェイスブック、ツイッターなどは、利用するのに料金はかかりません。無料です。では、どうやって収益を上げているのか、もうけているのか。

それは、例えば無料であることでたくさんお客さんを囲い込み、そのたくさんのお客さんの利用情報を使って、ビッグデータなどといいますけれども、効果的な広告を打つことなどによってもうけているわけです。

つまり、これらのサービスの利用者は、無料である代わりに利用情報などを提供し、事業者側は、利用が増えれば増えるほど、手に入る情報の量や精度が上がってもうかるという仕組み、ビジネスモデルであるというわけです。

私は、まず基本的には、この商売形態に行政は加担するべきではないと考えます。一方、これらのSNSをはじめとする無料のウェブサービスと全く無縁で生活するのも難しいという現代の時代背景の中で、既に十分に普及したこうしたSNSなどを行政サービスに活用することを否定するものではありません。

私が申し上げたいのは、特定企業のSNS等のアプリなどをインストールしたり、使用したりしていないと行政サービスが受けられないということの

ないようにすべきだということです。

そこでお伺いします。

SNSなどを活用した行政サービスを行う場合、並行して一般的なメールやウェブサイトなどで同等のサービスを受けられるような代替手段を用意すべきと考えますが、御所見はいかがでしょう。御答弁をお願いいたします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、特定のアプリだけに頼るのではなくて、代替手段も設けるべきだということについてお答えさせていただきます。

県では、現在、スマートフォンとともに身近な存在となりましたSNSのアプリケーションを活用いたしまして、行政サービスといたしまして行政情報の発信のみならず、新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設、あるいはイベント会場等の訪問、利用の際に任意に御登録いただいた情報から、感染された方と同じ場所を同じ時間帯に利用されていた方に一斉に通知することができるシステムの導入、あるいは消防団員の方々から収集しました災害時の現場情報、これをAI技術等活用いたしましてマッピングすることによりまして、被害の可視化を図りまして災害対策活動の充実、あるいは効果的な避難情報の提供につなげていくための取組などについても行っているところでございます。

こうした取組につきましては、県民の皆様にとりまして利便性が高く、それぞれのニーズに合った行政サービスを選択して利用していただく手段として、非常に有効であるというふうに考えております。

一方で、村林議員の御指摘ありましたように、当該アプリケーションを利用できない、あるいは利用する意思のない方におかれましては、ほかのアプリケーション等の活用を含めた代替手段を設けるなど、全ての県民の皆さんが同じ行政サービスを利用できる環境、これを充実させていく必要があると考えております。

しかしながら、現時点におきましては、こうした課題への対応として、国で用意されました専用のサービス、これが利用できる場合はありますものの、



即応性が求められるなどの観点から、利用者の多い特定のアプリケーションによるサービスを活用せざるを得ない状況でございます。

セキュリティの観点でございますけれども、これらのアプリケーションの活用を進めるに当たりましては、通信・データの暗号化、あるいはアクセスログの管理、不正アクセスの防止など、個人情報の漏えいを防止するための保護対策を徹底しているほか、利用者に対しましてもシステム利用規約、これを明示いたしまして、同意の上で利用していただいているところでございます。

今後、DXを推進していくに当たりましては、誰一人取り残さない、人にやさしい行政サービスを提供していくため、SNSをはじめといたしますアプリケーションなどのデジタル技術の動向、あるいは先進事例、国の取組などを注視しながら、さらに効果的な取組が実現できますよう研究してまいりたいと考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

代替手段を確保していくこと、これを取り組んでいただけるという御答弁だったと思いますので、今後、様々な事業を組み立てるときには、この視点をしっかり持っていただきたい。今後、デジタル社会推進局ができるとするならば、そこへ引き継いでいくということになるのかもしれませんが、その視点をしっかりと持っていただきたいと思います。

様々な先進技術や先行的な取組においては、どうしてもやむを得ない場合も一定あるという御答弁だったかと思います。

そうした場合には、やむを得ないのだということや、その場合はどういう利用規約になっておるのかということとしっかりと議論した上でやっていくということ、ぜひともお願いしたいと思います。各部ともしっかりと連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

ところで、少し話も変わるんですけど、県教育委員会と意見交換をさせてもらって分かったことなんですけど、遠隔授業などのオンラインに対応するた

めに、G Suite for Educationという無料のグーグルのサービスを利用しているそうですね。なので、県立高校生徒全員がグーグルのアカウントを取得しているとのこと。このグーグルのサービスの利用規約は、文部科学省の基準に合っているということですし、このコロナ禍の中で必要なサービスでもありましようし、否定するものではありません。

しかし、単に現在の利用規約を見るだけではなく、その裏、その先にどうというビジネスモデルがあるのかという検討が必要でしょう。また、将来、受け入れられないような利用規約の変更があった場合にどうするのか、あるいは無料サービスが終了した場合はどうするのか、そういった検討も慎重にしておく必要があります。

これは、県の教育委員会を責めておるわけではないですかね。あらゆる事業を組み立てるときにこうした検討が必要だと思います。日本で昔から言うように、ただより高いものはないということだと思います。

時間が押してきましたので。でも、1点だけ、知事は、先日の代表質問の答弁の中で、デジタル化は手段であって目的ではないという旨の答弁をされておられました。全く同感であります。

ただ、ペーパーレスという言葉が気になっておまして、ペーパーレスというのは、デジタル化した結果、紙の使用が減るということはあるでしょうけれども、ペーパーレスという言葉を使った途端、紙をなくしていくのが目的化していつてしまうというのが大変気になっておりますので、知事と思いは同じではありますが、お気をつけいただきたいと申し上げておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、大きな7番、歯と口腔の健康づくりと条例改正についての項目に入ります。

新型コロナウイルス感染症をめぐる一連の問題が長く続いている中で、我々は新たな日常というコロナ以前とは違う日常生活を送っています。

外出自粛や在宅勤務といった流れは、ともすれば運動不足や食生活の乱れなどを引き起こしやすいなどとも言われています。生活の乱れから虫歯や歯

周病が悪化すれば、そこから肺炎につながる場合もあるなど、歯と口腔の健康と全身の健康は密接に関連していると聞きます。

また、外出自粛で人との会話の機会が減ってしまうことで、口の働きが低下し、飲み込む力が弱くなって、誤嚥性肺炎の可能性が高まることも心配されています。

さらに、歯の定期的な検診の機会が減れば、それだけ患部の発見が遅れ、症状が悪化することにもつながりかねません。

そこでお伺いします。

折しも約8年前に議員提出条例として制定した、みえ歯と口腔の健康づくり条例が今般改正されることになったわけですが、この条例改正の趣旨や、それを踏まえ、令和3年度はどのように歯と口腔の健康づくりに取り組んでいくのかお聞かせください。

また、あわせて、虫歯や歯周病以外で大切な歯を失う原因として、歯が割れたり折れたりする破折、破れる、折れると書く破折というものがあると聞きますが、この破折に対してどのように取り組んでいくのかお聞かせください。御答弁をよろしくお願いいたします。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） それでは、みえ歯と口腔の健康づくり条例の改正趣旨及びそれを踏まえた来年度の取組、破折も含めた取組ということでお答えをさせていただきます。

平成24年3月に条例制定以降、県では条例に基づき、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画を策定しまして、環境の整備を進めることを目指して取り組んできたところでございます。

条例の制定から8年が経過しまして、本県における医科歯科連携の推進やフレイル対策などの歯科口腔保健の推進に係る取組の進展を踏まえまして、今般、条例の改正を行ったところでございますが、条例の改正に当たっては、施策の基本的事項の見直しを行いまして、高齢者等への歯科検診やフレイル・オーラルフレイル対策等の介護予防サービスを受けることができる環境

の整備に関すること、医科歯科連携の推進に関すること、スポーツ等によって生じる歯の破折や唇の裂傷といった口腔の外傷等の予防に関すること、事業所における従業員の健康管理による歯と口腔の健康づくりの推進に関することなどを新たに盛り込んだところでございます。

条例改正を踏まえ、今後ですが、コロナ禍にあっても、県民の皆さんの歯科口腔保健が一層推進するよう、乳幼児、学齢期、青年期、壮年期、高齢期の特徴に応じた対策に取り組んでいくとともに、障がいのある方や疾病のある方などに対して、その状態に応じたきめ細かな対策を、市町、関係機関が役割分担し、相互に連携しながら計画的に推進していきたいと考えてございます。

その中で、議員からも御指摘がございました、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより、虫歯や歯周病の発見が遅れ、硬いものをかむなど、何らかのきっかけでは歯の破折などに陥って、歯を喪失することのないよう、定期検診、受診というのが一番大事だと思いますので、歯科検診をしっかりと受けていただけるように、市町、関係機関と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。ぜひ様々な取組を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

特に歯が割れたりする破折について、条例にスポーツ外傷が入ったことは高く評価させていただきます。ありがとうございます。

私のほうで聞いたのは、高齢者の方から、虫歯でも歯周病でもないのに歯が割れて抜くことになったという話でした。私のほうで調べてみましたところ、一説には、歯を失う原因の10%、1割もがこの歯が割れるということによるそうです。

ぜひ県としても研究し、歯科医師会とも情報共有しながら、連携して取り組んでいていただきたいと要望いたします。よろしくお願ひします。

では、大きな8番、三重県子ども条例と教育現場での取組について入り

ます。

この子ども条例制定から10周年の節目を迎えます。この条例には四つの権利が定められておりまして、その柱の一つとして、育つ権利が位置づけられています。

というわけで、今回は特に、教育現場での取組についてお伺いします。

教える側と教えられる側というのは、上下関係ではありません。教える、教えられるは共同作業などと聞きます。指導はもちろん必要です。時には気安さも必要でしょう。しかし一方、魂と魂、個と個としては対等であるべきです。

卒業式などを見せていただくと、起立、礼、着席という言葉の代わりに、立ちましょ、座りましょになっていたりしますが、こういう言葉狩りなどではない、もっと根源的な取組が必要であると考えています。

そこでお伺いします。

ここまで申し上げたような上下関係ではない、個と個の教育・指導の実現に向けた根源的な取組についてお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（日冲正信） 木平芳定教育長、答弁は簡潔に願います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 御答弁申し上げます。

学校の授業では、教員の説明を受動的に聞くのではなく、グループ活動で自分の意見を伝え、互いの意見を認め合い、考えをまとめるといった子ども主体の学習を大切にしています。

県教育委員会でも、例えば三重県いじめ防止サミットを開催し、小学生から大人までの意見を出し合い、いじめをなくすメッセージを取りまとめました。

これからの変化の激しい時代におきまして、一人ひとりの個性や考え方が尊重されるとともに、多様な他者と協働して豊かな未来をつくっていく力を育むことが重要であると考えます。

引き続き市町教育委員会と連携し、子ども主体の学習活動や、思いや意見

を表明できる機会の充実に努めてまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 今後とも絶え間ない取組をよろしく申し上げます。時間となりましたので終結します。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。24番 津村 衛議員。

〔24番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○24番（津村 衛） 尾鷲市・北牟婁郡選出、新政みえ所属、津村衛です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

まずは、新型コロナウイルス感染症も含め、様々な病気と闘っている全ての患者の方々に心からお見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症も含め、あらゆる病気で亡くなられた方々に心から御冥福をお祈りします。

日々、患者と向き合っている全ての医療関係者にも、心から感謝と敬意を表します。

昨年12月に制定した三重県感染症対策条例の第10条にある相談に応ずる体制の確保を根拠に、新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラット

フォーム会議を設置していただきました。

新型コロナウイルス感染症によって、差別、偏見、誹謗中傷に苦しんでいる被害者に寄り添った対策を講じようと早期に設置いただいたことに、まずは感謝を申し上げます。

その上で、プラットフォーム会議の運営等について質問いたします。

プラットフォーム会議設立会で配付された資料、また先般の差別解消を目指す条例検討調査特別委員会での資料や質疑応答を拝見いたしました。

まずは資料を御覧いただきたいのですが、（パネルを示す）新型コロナウイルス感染症によって誹謗中傷等の被害に遭われた方が、相談窓口相談をします。そして、相談窓口がプラットフォーム会議に支援を要請するという流れになっているのですが、プラットフォーム会議に支援を要請できる条件として、ア、重大な人権侵害またはその発生が懸念されるケースで、かつ緊急対応が必要である。イ、個人で被害の申出等を行うのが困難である。ウ、相談内容の共有に同意が得られた場合という条件に合致すれば、相談窓口がプラットフォーム会議に支援を要請できることになっています。

設立会で配付された別の資料には、ア、イ、ウの全ての条件を満たすものに限ると記載があります。

支援要請を受けて、プラットフォーム会議ではその事案について対応案を協議し、相談窓口に対して対応策を提案、紹介することになっています。ケースによっては、相談窓口を介さず直接介入するとの記載もあります。

被害者に対して、対応案の提示、助言、届出等の後押しとなっており、解決に向けて、直接行動するのはあくまでも相談した被害者本人であって、プラットフォーム会議が差別的な言動を起こした加害者に対してアプローチをかけることはありません。この資料には、加害者が出てこないんです。

匿名で相談されている方というのは、第三者に相談することで感染の事実を伝えるわけですから、そこからさらに誹謗中傷などの被害が広がってしまうのではないかという不安を持つ方も多いのではないのでしょうか。

そんな方から、相談内容の共有に同意が得られるのかどうか不明です。

差別や人権侵害を受けた被害者の多くが相談すらできない状況であると言われていた中で、相談窓口に寄せられるSOSは、どの事例も重大で緊急性が高く、一刻も早く対策を講じる必要があると思いますが、アからウ全ての条件を満たさなければいけないとなると、非常にハードルが高いのではないかと思います。

このプラットフォーム会議で、どの程度、被害者に寄り添った対応をしていただけるのかを判断する上での一つの目安として、これまで寄せられた相談の中で、プラットフォーム会議に支援の要請が可能である案件は、果たしてどの程度あるのか。また、プラットフォーム会議自体の実効性についての見解をお聞かせください。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 人権相談プラットフォーム会議に係る支援の内容や対象等についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議は、昨年12月に制定した三重県感染症対策条例に基づく、人権相談に応ずる体制の一つとして、今年2月に、津地方法務局や県弁護士会等の関係機関と共に設立しました。

プラットフォーム会議は、相談を最初に受けた相談窓口からの支援要請に基づき、専門的、実務的な見地から支援する中間支援を行います。

例えば、家族が感染し、自分や子どもの個人情報やネット掲示板に書き込みがあり、市町の窓口で相談されたケースの場合、市町からの支援要請を受け、プラットフォーム会議が法務局での削除要請の方法や、警察への被害届の出し方、お子さんの学校へのいじめ防止の支援要請等の対応案をまとめ、要請のあった市町に提示することとしております。

その後、相談窓口である市町が、相談者に対し、対応案の提示を含めた助言等を行います。さらに、相談者の同意があれば、プラットフォーム会議から直接、法務局や警察等へ相談内容伝達するなど、相談者の届出等の後押しを行うことで、相談者の心理的負担を軽減したいと考えております。



プラットフォーム会議が対象とする事案としましては、感染者等に対する重大な人権侵害、またはその発生が懸念されるケースで、かつ緊急対応が必要なものとしておりまして、例えば、個人情報やネット上に公開されたケースや、医療福祉のサービスの提供を断られたケース、誹謗中傷の手紙や貼り紙、風評被害を受けているケースなどで、実際には、これらが複合的な形となって寄せられることも多いと想定しております。

昨年3月からこれまでに、県人権センターに寄せられた新型コロナウイルス関連の相談101件のうち、感染者との関わりがある人や医療従事者等に対するデマ、うわさ、偏見に関する相談は39件でした。

この中で、プラットフォーム会議への支援要請の要件に該当する重大かつ緊急性を要する事案は、相談者の御意向等により前後するものと考えておりますけれども、その約3分の1から4分の1程度と見込んでいるところでございます。

さらに、対象となる県内の相談窓口につきましては、公的な相談窓口18機関や市町のほか、NPOや市民団体等の相談窓口50機関ほどを想定しておりまして、これらの機関から一定程度の支援要請が寄せられるものと考えております。

現在、県内の各相談窓口に対して、プラットフォーム会議の支援内容を周知させていただきながら、相談者が相談しやすい環境の整備に取り組んでいるところでございます。

県としましては、プラットフォーム会議を通じて、県内相談機関及び各種支援実施機関との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別に対する早期対応、早期解決に向けて取り組んでまいります。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） ただいま回答をいただきました。

専門的な意見であったり、中間支援、アドバイスというのは当然必要だというふうに思っております。

このプラットフォーム会議の必要性は十分認識しておりますし、否定する

ものではありませんが、先ほどのお話の中で、これまであった相談の中でプラットフォーム会議で対応するような案件は、3分の1から4分の1程度であったということでもあります。

ただ、先ほどのお話も聞かせていただいている中で、やはり相談者、あるいは相談窓口に対しての助言であったりアドバイスであったりということが基本であるというふうなお話でしたが、直接加害者である方にアプローチするというのは、やはり、この課題を解決する上では非常に重要ではないかなというふうに私自身は考えております。

本当に果たしてこのプラットフォーム会議がどこまで実効性があるのかどうか、少し不安もあります。

ただ、何をもちょう解決とするのかという辺りは、相談者が何を求めているのかにもよると思いますが、例えば、被害者が具体的に民事訴訟を起こすようになった場合、精神的、経済的な負担は大きいと、結果的には泣き寝入りさせざるを得ない状況になることも多いのではないかと考えています。

具体的には、弁護士の無料相談の拡充であったり、あるいはネット上の書き込みに対して、プロバイダーへの情報開示手続の支援など、具体的に解決に向けて取り組んでいくことも必要であると思いますし、私は、加害者に対して、行政としてはこれを許すことはないんだよということをその方に分かっていただくためにも、やはり加害者に対してアプローチをすることが必要であると思いますが、再度、部長の御見解をお聞かせください。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） ただいま御質問をいただきましたのは、加害者とその関係者に対してもアプローチすべきだということを中心におっしゃられたと思います。

相談につきましては、やはりその個人個人のプライバシーを守りながら、その内容についてしっかり聞いていくことが一番大事だと思っております。

その中で、個々の相談は、それぞれの状況によって大きく異なってくる部

分があると思っております、それをしっかりお聞きしながら、どうしたら解決につながるのか、その道筋はそれぞれの相談によってかなり違ってきますし、それらに寄り添って対応することが今回プラットフォーム会議として立ち上げてやっていこうとしていることです。

その中で、どういう形の解決があるか一つ一つ見いだしていく中に、例えば、関係する方とお話する必要があるとか、そういうことも出てくるかも分かりません。

そうしたことも、本人の了解なんかも得ながら、権限とかいろいろ法的な制限とかもあるかも分かりませんが、どういうことをしていくのが一番この場合いいのかということを考えながら、御本人に寄り添って解決に向けて取り組んでいくという姿勢で進めてまいりたいと思います。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） ただいま御答弁をいただきました。

当然相談者によってそれぞれ、それぞれの事象によっていろいろ相談される方が何を求めていらっしゃるのかは、当然それぞれだと思えますし、先ほど部長の答弁にもございましたように、しっかりと寄り添って話を聞くことが大事であって、聞いていく中で、加害者に対してもアプローチする必要があるのであれば、それも含めてまた検討していただけるということだったかというふうに思います。

そこで、知事にもお伺いいたします。

プラットフォーム会議の関係の資料には、迅速かつ的確に対応という言葉であったり、解決につなげるためにとか、個別事案の解決に向けた適切な対応案の協議など、被害を受けて悩んでいる方々にとっては大変心強いワードがたくさん並んでいます。

被害者に寄り添うって、本当に簡単なことではないというふうに思います。

ただ、今回設置していただいて、これからそれを動かしていく中で、新たな問題であったり、課題も見えてくることであろうかと思えます。

被害者に寄り添うために、常に改善できるような柔軟な対応をお願いした

と思いますし、解決するための具体的な仕組みが必要であると考えていますが、知事の御所見をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人権相談プラットフォーム会議の立ち上げについての思いか今後に向けた所信について答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別について、私も参加させていただきました国の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループにおいて、三重県が取りまとめ役として全国知事会で実施した全国実態調査の中でも、被害者は、感染のショックで混乱したり、世間の目を気にしたりして助けを求めることができず、支援の手を差し伸べないと解決が困難なケースが多くありました。

さらに、誹謗中傷やプライバシー侵害がインターネットで拡散され、生活に影響を及ぼすような事態もあり、削除手続等の迅速な対応が必要なケースもありました。

このような状況はもちろんのこと、県内の感染された方々の置かれている状況に鑑み、私は、被害者に寄り添いながら、早期解決に向けた支援を今以上に行っていかなければならないとの思いを強く持ったことから、全国的にはほとんど例がありませんけれども、山梨県だけではありますが、本県において、関係機関が連携した相談体制を構築することとし、新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議を設置しました。

このプラットフォーム会議においては、警察や法務局、弁護士といったそれぞれの分野で実効性のある機関がメンバーとなり、連携しながら、各事案に応じたアプローチを行っていきます。

今後、プラットフォーム会議において、様々な事案に対応していく中で、市町の相談窓口、関係機関等から御意見を十分にお聞きしながら、改善に努め、被害者に寄り添った支援ができるよう取り組んでまいります。

感染された方やその御家族、医療従事者等が不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはなりません。

今回設置したプラットフォーム会議を通じて、関係機関との連携をさらに強化し、オール三重でコロナ禍においても、一人ひとりがお互い思いやり、差別・偏見のない三重を目指し、あらゆる機会を通じて取り組んでまいります。

津村議員からありました実効性などのことについては、もちろんこのプラットフォーム会議、まずスタートを切ったということでもありますので、実効性を高めていく手法を随時追求していくということだと思います。

例えばこの中にある個別事案検討会、これは児童虐待における要保護児童対策地域協議会なんかも参考にしながらこういうものをつくりました。

児童虐待の要保護児童対策地域協議会においても、年々そのやり方を進化させながら実効性を高めていっているということがありますので、最初から完璧でそういう御満足をいただけるようなことではないかもしれませんが、我々としては、まずこういうスタートを関係機関でしっかり切っていくんだと。感染されて偏見や差別に悩む方々に寄り添っていくんだというような、枠組みをしっかりとって、これから実効性を高めていくということが大事であるというふうに考えておりますので、これからも不断の努力を続けていきたいと思っております。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 知事の強い、熱い思いを聞かせていただきましたので、今後、被害者に寄り添った形での対応をぜひともお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

先般の一般質問で稲垣議員の質問の中にもありましたが、連日の県の発表や報道では、新規感染者の数であったり、累計であったり、死亡者の人数ばかりが発表、報道されているように私も感じています。

過度に危機感をあおるわけではないとはいえ、回復し、退院しても、その人数はあまり表に出てこないのが事実です。さらには、県のホームページには、いつまでも感染した事例として1例目から掲載され続けています。

検査で陰性となり、退院したとしても、感染する前の元の生活にすぐ戻れ

る方ばかりではありません。

健康面での不安、そして、地域が、職場が、学校がこれまでと同じように迎えてくれるのかという不安もあると思います。

特に最近では、回復後も後遺症に苦しんでいるといった報道をよく目にします。この後遺症についても、研究が不足しているため、新型コロナウイルス感染症との因果関係は不明であり、この先何年も症状が続くのか、分からないことが多く、まだ後遺症であると判断ができないのが現状であると思いますが、回復されても、不安な思いをされているのは事実であります。

そんな状況だからこそ、県として、回復された方に対して、その後の経過観察やメンタルサポートなど中長期的な支援が必要であると感じています。

新型コロナウイルス感染症に感染するのも怖いですが、同じくらい人間も怖い。新型コロナウイルス感染症に感染すれば、プライバシーも人権もなく、根も葉もないことをうわさされ、感染者だけでなく、その家族や親戚、友人、あるいは全く無関係な人にまで影響が及ぶこともあります。

これは、あくまでも1例としての紹介ですが、なぜか、県が発表する前日から、ネット上では感染者情報が流れ始めます。立ち寄った場所、立ち寄ってもいない場所、濃厚接触者がいればその人との関係性まで、まるで推理小説の犯人探しや謎解きのように、面白おかしく話を作り、人から聞いたうわさ話をそれが正しいかどうかを確認もせずに、さらに脚色して次の人に伝えます。

直接連絡をくれる方はほとんどが温かい励ましの連絡ですが、ネット上の匿名の書き込みや、ちまたでの伝言ゲームには人間社会の残酷さを思い知らされます。

県が公表している事実は信用してもらえず、作り話がどんどん独り歩きし、いつの間にか事実のように語られています。

相談することで公に大ごとになり、結果的に二次被害、三次被害となることが怖く、ただ、嵐が過ぎ去り、新規感染者が増えることで自分のことが忘れ去られるまで目を閉じ、耳を塞ぎ、口を閉じてじっと待つことしかない

考える方もいらっしゃると思います。

ネット上でもリアルな地域でも誹謗中傷され、孤立させられ、声を上げることもできない状況に心が折れ、ここまでされてまでこの地域で暮らす必要はない。自分や大切な家族を守るために、住みやすい別の地域で暮らせばいいとすら思うこともあるそうです。

そんな中で、自ら感染するリスクを抱えながらも、献身的に看護してくれる医療従事者の方々には感謝してもし尽くせないとのことでした。

にもかかわらず、医療従事者の方々にも差別や偏見の目が向けられることを考えると、患者やその家族は本当にいたたまれない気持ちになり、罪悪感を感じ、さらに自分自身を追い込んでしまうそうです。

自分の目の前にいる人が、事実を理解してくれているのか。それとも、誰かが作った作り話を事実と認識しているのかすら分かりません。

本当に私たちは何と戦っているのでしょうか。

もちろん、感染者全員が同じような思いをされたわけではないと思いますし、温かい支援により病気から回復し、社会に復帰されている方もたくさんいらっしゃると思います。

逆に、もっとひどい被害に遭われた方もいると思います。

そんな差別や偏見、誹謗中傷の被害に遭った方々の目に見えない傷は、すぐに癒えるものではないと思います。私は、その癒えない心の傷こそが、新型コロナウイルス感染症最大の後遺症ではないかと思っています。

長くなりましたが、だからこそ、回復後の中長期的な寄り添いとして、メンタルも含めた保健的なサポートが必要であると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

また、先日の稲垣議員の質問に対して、回復された方の一斉アンケートを実施されたと答弁をされていました。本日の新聞にも一部掲載されていましたが、その傾向などもあればお示しください。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 後遺症に係るアンケート調査の分析結果及び中

長期的な取組ということで御答弁を申し上げます。

県では、新型コロナウイルスに感染されたことがある方の感染後の症状や不安に感じたことなどを把握し、県や市町の今後の対策や啓発につなげることを目的に、昨年12月28日以降に退院または療養解除された方を対象にアンケートを実施させていただいたところでございます。

今まで307名に送付いたしまして、提出期限といたしました2月19日までに196名の方が回答いただきました。回答率が63.8%と、県が想定していた以上に皆さん回答いただいたというふうに考えてございます。

締切日から間もないことから、今回は各項目についての単純集計の結果となりますが、退院後または療養解除後も症状があった方が39%で、主な症状については、これは複数回答でございまして、多い順に、嗅覚障害、せき、倦怠感、味覚症状などとなっております。

また、症状が消失し、ふだんの健康状態に回復した時期については、退院後または療養解除後2週間後が29%と最も多くなっておりますが、一方、半数の方が、退院後1か月以上経過しても何らかの症状に悩まされていることが分かりました。

今回のアンケートでは、新型コロナウイルスに感染された方が不安に感じたことについてもお聞きをしております。

アンケートに回答いただいた方のうち、何らかの不安を感じたと回答された方は71%でございました。不安に感じたことの内容といたしましては、体調に関することが66%と最も多く、家族等の生活に不安を感じた方が59%と続いております。

また、差別・偏見に関することによって不安を感じられる方も57%と多く見えました。

今回実施したアンケートにより、思いがけなく新型コロナウイルスに感染された方は、入院・療養中に様々な不安を抱え、退院後も続く症状に悩まされている方が多くみえるということが改めて分かったところでございます。

これまでも、感染された方やその御家族、濃厚接触者となられた方に対し



ては、医療面や生活面等で不安に感じられることについて、保健所において相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、感染された方等へのサポートを行ってまいりました。

また、退院後の不安が解消できますよう、生活上の留意事項や、せきや発熱などの症状が出た場合の相談先となる受診・相談センターの連絡先を明記したチラシを退院時や宿泊療養解除時にお渡しするとともに、県こころの健康センターが入院された患者様や御家族に向けて作成した、こころのケアについて記載したチラシを、必要に応じてお配りし、相談にも対応しているところでございます。

いずれにいたしましても、県としては引き続き、こういった感染された方やその御家族に対するサポートをさせていただくとともに、今回のこのアンケートの集計結果については、さらに分析を進め、専門家等の意見も聞きながら今後の対策に役立てていきたいと考えてございます。

中長期的には、そういった分析も進めながら、これまでの対策、今後何か必要な対策はないのかという形で、引き続き検討を進めてまいりたいということで、今後も改めて課題にしっかりと対応していきたいと考えてございます。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 御答弁をいただきました。

アンケートのことについてお聞かせいただいたんですが、12月28日以降に回復、退院された方に絞っての調査だったというふうにお聞かせをいただきました。

これまで三重県で新型コロナウイルス感染症にかかられて、それで回復された方というのは、これまで少なくとも2000人以上いらっしゃると思います。

そのうちの、先ほどの200名弱の方からの回答をいただいたということで、やはりもう少し対象を広げることも必要なのかなというふうにも思いますし、先ほど部長の回答の中にもありました、状況が分かったからこそ、今後、個別にしっかりと対応していくということが大事なんだろうと思いま

すが、これまで回復された方の意見聞き取りもやっぱり必要かなというふうに思います。

というのも、ある電話調査によりますと、発症から60日経過した後にも、やはり、嗅覚や味覚に障害があって、120日経過した後にも、また症状が続いているというふうな調査結果も出ておりますので、そういう意味においては、12月の末からだけではなくてそれ以前の方も、今どういうふうな状況なのか、不安に思っていることはないのか、症状も含めて、やはり調査すべきかなというふうに思いますので、そのことも含めて、今後の対応をお願いしたいと思います。

知事からも、そのことも含めて回復された方々に、県としてもしっかりと本当に寄り添っていくという気持ちがあるのであれば、ぜひとも、丁寧で中長期的に見守るようなサポート体制をこれからも県としてお願いしたいと思いますので、知事としての御所見を一言お願いいただければと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 回復者の方々への寄り添った支援ということで、答弁させていただきます。

まず、退院後の症状が続いていたりする中で、アンケートに御協力いただいた方々に心から感謝を申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りいたします。

今回実施したアンケートにより、新型コロナウイルスに感染された方が入院・療養中に様々な不安を抱え、退院後も続く症状に悩まされている県内の状況について、具体的につまびらかになったところであり、保健所等における患者やその御家族に寄り添った対応が改めて重要であると認識を強くしているところであります。

また、同アンケートにおいて、差別・偏見に関することについて不安を感じられる方が、感染そのものに関する不安を上げた方に次いで多く、新型コロナウイルス感染症における大きな課題であると考えています。

さらに必要とする支援・取組等においても、情報提供や差別・偏見への対

策に対する声が多く、県としましても、これらの取組をさらに積極的に進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は、誰もがかかる可能性があるというものの、思いがけず感染された方やその御家族、濃厚接触者となられた方は、不安や悩みの中で大変な生活を続けておられます。

引き続き、保健所や県こころの健康センター等において、相談者に寄り添いながら対応を行うとともに、先ほども議論がありましたが、新型コロナウイルス感染症に係る人権相談プラットフォーム会議の活用や、感染症に関する正しい知識の普及啓発等により、不安の解消につながるよう取り組んでまいります。

県としましても、引き続き、寄り添った対応をしていくということで、しっかりとしたサポートをやっていきたいというふうに考えています。

先ほど議員からおっしゃっていただきましたように、さらに聞き取っていくということについては、どういう方法があるかは考えていきますけれども、そのままそっとしておいてほしいという方もいらっしゃいますので、それぞれの状況をきめ細かに丁寧に見せていただきながら、いずれにしても、現に退院されて不安に思っておられる方々への寄り添った支援と、それで回復された後の支援と、そしてまた、これからそういうふうになっていかれる方に対しても万全のサポートをしていくということで、対策をしっかり進めていきたいと思えます。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） ありがとうございます。答弁をいただきました。

次の質問につながっていくわけなんです、私の胸につけているこのリボンが、これがシトラスリボンなんです、この議場内にも、知事をはじめ執行部の方々、そして議員の中の多くの方々がこのリボンをつけていただいております。

このシトラスリボンなんです、愛媛県の有志らが立ち上げたプロジェクトで、新型コロナウイルス感染症から回復された方や医療従事者に対して、

地域や職場、学校などで温かく迎え入れる、思いやりのある暮らしやすい社会を目指す取組であり、今、全国に広がっています。

連合三重がやさしいキモチ運動として取組を表明、そして知事もシトラスリボンプロジェクトへの賛同を表明されました。

ちなみに私、去年から2回ほど、このシトラスリボンプロジェクトについて、執行部にも提案してきたんですが、そのときはあまり相手にはしてもらえなかったんですが、今回、知事の一言でやると言えば物事が進んでいくという辺り、改めて知事、すごいなと感じました。

一方で、自分の影響力のなさもちょっと痛感はしたんですが。

まずは、やはり知事としてこの事業に賛同したその思いであったり、このシトラスリボンプロジェクトを今後、地域や企業、学校に対してどのように理解を広め、具体的に取組んでいくのかお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） シトラスリボンプロジェクトについて答弁させていただきます。

誰もが、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがある中、たとえ感染しても、地域の中で笑顔の暮らしを取り戻すため、感染された方等を温かく迎える地域・社会づくりに取り組むことが、偏見・差別等の防止に加え、感染拡大防止のために、非常に重要であるとの思いを強く持ったことから、私は先月、2月ですけれども、12日にシトラスリボンプロジェクトに賛同することを表明いたしました。

ちなみに都道府県で賛同しているのは、長野県、群馬県となります。

まずは、県職員がロゴ入りの名札や手作りのリボンを着用し、県のホームページに活動趣旨やリボンの作り方の動画等を掲載し、県民の皆様に参加を呼びかけているところです。

今後は、県が作成する人権啓発チラシ等にも、ロゴや取組紹介を掲載するなど、あらゆる機会を通じてシトラスリボンプロジェクトの趣旨を、県民の皆さんに広めていきたいと考えています。

また、繰り返しになりますが、私が参加しました国の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループにおける被害者からの聞き取りの中で、世の中の全ての人から責められているとふさぎ込んでいたときに、著名人からの応援メッセージや、たくさんの方からの応援の手紙やメールを見て、希望が与えられたとのお話が私の心に残っています。

例えば、島根県の高校で発生しましたクラスターで、学校や生徒に対して心ない言葉、出ていけとかがリアルやネットで投げかけられ、サッカー元日本代表の本田圭佑選手が応援メッセージを送った、そんな話などもありました。

来年度、本県にゆかりのある著名人からの応援動画や、県民の皆様から募集した応援メッセージを発信する事業を実施したいと考えており、感染された方等を温かく迎える地域・社会づくりにつなげていきたいと考えています。

また、私自身もあらゆる機会を通じて、シトラスリボンプロジェクトの趣旨を広め、感染された方等への応援メッセージを発信していきます。

本県の持つ多様性の尊重と受容という素地を生かし、関係団体とも連携しながら、シトラスリボンプロジェクトの趣旨を広め、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見をなくす取組を推進してまいります。

今回、先ほど連合三重のをおっしゃっていただきましたけれども、いろんな経済団体も賛同していただいておりますので、まずは、経済団体の皆さんなどとも連携して、経済団体、同会員の皆さんにしっかり知っていただくというようなこともしながら、企業などで取組を進めていきたいと思っています。

また様々、例えば児童虐待のオレンジリボンとかもそうですけれども、一過性に終わらせず長く続けるということも大事だと思いますので、地道に継続的にしっかり取組を進めていきたいと思っています。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） このシトラスリボンプロジェクトは、アフターコロナの新しい視点が私は盛り込まれているというふうに思います。

それは、地域や家庭や職場に対して、新型コロナウイルス感染症から回復された方に対してどう迎え入れるのかという視点だというふうに思います。

そんな視点については、これまで、行政からのメッセージが少し不足していたのかなというふうに思いますので、地域が、家庭が、職場がどういうふうに関復者を受け入れることができるのか、どういうふうに関復していいのか、そういう視点も大切にしながら取り組んでいただければというふうに思います。

スペインでは、新型コロナウイルス感染症から回復し、病院からマンションに帰ってくる時に、マンションの住民や近所の方々がたくさんバルコニーに出て、みんなで拍手して温かく迎えて回復を祝っている、そんな映像を見ました。

このシトラスリボン運動に託された思いが多くの人に伝わって、医療関係者への感謝、回復された方を温かく迎え入れることができる三重県になることを願ってこの質問を終わります。

次に、eスポーツについて質問いたします。

世界が注目しているeスポーツですが、2019年の茨木ゆめ国体で国体初の大会が開催され、2020年の鹿児島国体は延期となりましたが、オンラインで全国大会が開催されました。

三重県においては、これまでも中森議員や、当時の芳野議員から三重国体の文化プログラムとして検討すべきと提案され、知事も文化プログラムの中での開催について前向きに検討すると答弁されています。

また、1月15日には戦略企画雇用経済常任委員会で、三重県eスポーツ連合の高田理事長に参考人としてお越しいただき、eスポーツについての調査も行っていておられます。

私自身は、非常に自然豊かな地域に暮らし、大ヒットした某漫画の鬼を倒す主人公と同じ炭焼きをしていて、スマホすらも持っていない、そんな私が、eスポーツを推進する質問をすることになろうとは思っていませんでした。

子どもたちが元気に外で遊んだり、自然に触れたり、フィジカルなスポー

ツに汗を流して、チームワークや友情、社会性を育むとを感じる方は多いと思います。当然、それを否定するものではありません。

一方で、ゲームの持つイメージは、薄暗い室内で日光を浴びず、人との会話や接触がなく、モニターだけを見て勉強もせずゲームをしている、超不健康で、できることなら親としてあまりさせたくないというイメージを持つ方も多いのではないのでしょうか。実際、私も少なからずそう感じていました。

ただ、eスポーツには、年齢の差、体格の差、運動能力の差、ジェンダーの差は関係なく、コントローラーを操作できることが前提となってしまうますが、障害の有無も関係なくプレーすることができます。

また、ネットの環境が整っていれば、オンラインで、国内だけでなく世界中どこからでもプレーすることができますし、このコロナ禍でも、世代や地域を超えたコミュニケーションが可能となります。

フィジカルなスポーツが好きな人、アウトドアが得意な人はそこで活躍をすればいい。でも、スポーツや体を動かすことが得意な人ばかりではありません。

絵を描くのが好きな人、歌うのが好きな人、写真を撮るのが好きな人、本や映画を見るのが好きな人、それと同じように、ゲームをするのが好きな人、得意な人、いろいろな人がいていいわけで、昔からの囲碁や将棋やかるたはよくて、オンラインで対戦するゲームは駄目だという理由にはならないように思います。

人それぞれに活躍できる場所や可能性が広がる選択肢が多いということは、平和と豊かさの象徴であると思います。

今は、社会全体が、DXにより大きく変化しつつある中で、多様性を認め合う、変化を受け入れる、可能性を広げていくということは、とても重要であると私は思います。

産業として見ても、海外と比べるとまだ少ないものの、国内の市場規模は拡大していくことが見込まれています。県内でも、三重トヨペットが、eモータースポーツのクラブチームを結成されたりと、これからの県内のe

スポーツ文化は広がっていくと思います。

知事のこれまでの答弁では、国体の文化プログラムとして前向きに検討していくとのことでしたが、知事自身のeスポーツに対する認識をまずお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） eスポーツに対する認識ということで答弁させていただきます。

eスポーツは、パソコンや家庭用ゲーム機等を使って複数のプレーヤーが対戦することを、競技として捉えるものであり、その市場規模は、2019年時点の推定で、世界で約1000億円とされています。

国内での市場規模は約61億円と、ゲーム産業で大規模な市場を持つ日本としては、まだ発展途上にありますが、2019年に開催されたいきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会の文化プログラムである全国都道府県対抗eスポーツ選手権2019 I B A R A K Iの盛り上がり等により、近年、認知度は急速に高まっており、2022年には2倍の約122億円に拡大すると予測されています。

県内においても、一般社団法人三重県eスポーツ連合が、昨年6月に一般社団法人日本eスポーツ連合の地方支部として正式に活動を開始し、独自の大会を開催するなど、精力的に活動しています。

また、本年10月には、同連合が中心となり、三重とこわか国体・三重とこわか大会に合わせて、全国都道府県対抗eスポーツ選手権2021M I Eを開催する予定であり、令和3年度は国体に加えて、eスポーツでも本県が大きく注目を浴びることとなります。

県としましても、本大会が、本県の魅力発信や県内の盛り上がりにつながることを非常に期待しています。

また、昨年12月に、三重トヨペット株式会社が結成したeモータースポーツのクラブチームであるB T F S P I R I Tには、7歳から46歳まで幅広い年齢層の選手が参加しており、企業活動にeスポーツを取り入れた県内における先進的な好事例です。



私自身もクラブチームの発足会に出席させていただきましたが、この活動を通じて、車のファンを増やしたいという企業の熱い思いをひしひしと感じましたし、今後もこのような取組がさらに広がっていくことを期待しています。

こうした国内及び県内の状況からも、eスポーツは、今後の市場成長が十分に見込める分野であるとともに、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず取り組めることから、ダイバーシティ推進への貢献やヘルスケア、健康増進への活用等、社会的意義のある取組でもあります。

このように、社会的意義があり、産業振興の観点もあることから、県では、一過性のものではない取組としてeスポーツの担当部局は、国体・全国障害者スポーツ大会局ではなく、現在の雇用経済部で取り組んでいるということでもあります。

また、非接触、非対面が推奨されるコロナ禍では、オンラインでも実施でき、ゲームを通じて人と人との交流を図ることができる点は大きな強みであり、若者を中心に、今後もより一層普及していくものと認識しています。

eスポーツは、まだまだ新しい分野であり、社会にもたらす影響は引き続き注視していく必要がありますが、同時に、多くの可能性を秘めています。

県としましても、地域経済の活性化や、様々な地域課題の解決にeスポーツを活用していけるよう、関係団体や関連企業と連携し、取り組んでまいりたいと考えています。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 知事から御答弁をいただきました。

知事としても一過性のもとはしないということであったり、知事としても期待している、活用していくというふうな答弁だったかと思います。

私自身は、eスポーツという競技そのものにももちろん注目していますが、最も注目しているのは、eスポーツを活用した地域課題の解決です。

具体的には、eスポーツを活用した脳の活性化による介護、認知症予防などです。

実際に、他県では、既にeスポーツを活用して地域課題解決に取り組んでいる事例が多数あります。

例えば、熊本県の美里町では、高齢者の介護予防に健康体操や認知機能検査とともに、タブレットやテレビゲームを使ったeスポーツを活用しています。また、さいたま市では、さいたま市民シルバーeスポーツ協会が発足して、70代、80代の方が、ゲームをプレーして、脳と手指を動かし、一喜一憂しながら非常に盛り上がり、会話も楽しめているようで、中には、体が少し不自由だった方もゲームに夢中になることで体を動かしやすくなったという感想もあるそうです。

ほかにもいろいろと調べている中で、モントリオール大学での研究で3Dゲームが高齢者の脳に与える影響を調べたところ、1996年に登場したスーパーマリオ64がアルツハイマー病の治療に役立つという研究結果も発表されています。もちろん、ゲームなら何でもいいというわけではないですし、ゲームだけがアルツハイマー病の治療に役立つということではありません。

様々な企業も、地域課題解決に向けて取り組んでいます。例えば、今年の7月に神戸市、NTT西日本、eスポーツイベントを手がける会社が、ウィズコロナ時代におけるeスポーツによる地域課題解決に向けた連携協定を締結し、地域課題の解決や産業振興につなげる実証実験などを実施しています。

県内の過疎高齢化が進む地域において、他の地域の方々とのゲームを通じた交流、遠く離れたお孫さんとの対戦や、世界中のプレーヤーとの対戦、地元にいながら様々な交流が生まれます。そして、それが介護や認知症予防にもつながるのではないかと、私は大変面白い取組になると思います。

さらには、高齢者の方々もパソコンやスマホやタブレットなどのIT機器に触れて活用することで、生活の利便性が向上するなど、単なるテレビゲーム、オンラインゲームを楽しむということではなく、デジタル社会に順応していくきっかけとなる可能性を秘めているのではないかと考えています。

そこで、三重県として、eスポーツを一過性で終わらせるのではなく、今後も、地域課題解決の糸口の一つとして、eスポーツを官民連携で取り組ん

でいくべきであると思いますが、部長の見解をお聞かせください。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） eスポーツに係る今後の取組について御答弁申し上げます。

経済産業省によりますと、eスポーツには、ゲームで使用するパソコン、マウス等の関連機器、専用ウェア等の関連グッズの製造・販売、大会の誘致等による経済効果に加えまして、様々な社会的意義も含まれるものとされてございます。

例えば、議員の御指摘にもありましたが、高齢者の認知症予防等につきましては、高齢者向けにeスポーツ講座を行う自治体や、高齢者専用のeスポーツ施設を運営する事業者が現れるなど、ヘルスケア、健康増進の取組に対して積極的に活用する動きが生まれております。

ほかにも、ITリテラシーの向上や、デジタルデバイドの解消につながるとも言われておりまして、地域課題の解決に役立てようとする取組はこれからも増えていくものと見られております。

今後、eスポーツを地域経済の活性化や課題解決に活用していくためには、何よりも、多くの県民に関わりを持っていただく機会を増やし、県内における認知度を高め、推進機運を醸成していくことが必要であるというふうに考えております。

令和3年度は、三重県eスポーツ連合が全国都道府県対抗eスポーツ選手権に2021M I Eを開催することによって、県民の関心も非常に高まることから、県といたしましても、eスポーツ大会等の取組に対する地域や施設とのマッチング支援等により、三重県eスポーツ連合をはじめとした関係団体やゲーム関連企業の取組を後押しすることで、県民の注目度や必要性を高めてまいりたいというふうに考えております。

また、ワーケーション等を通じまして、例えばゲーム関連企業が本県に関わる機会を増やすといったようなことで、関係人口の増加に資すればというふうに考えておるところでございます。

これらの取組により、推進機運を醸成しながら、地域課題の解決への活用に向けましては、他の自治体における先進事例や日本eスポーツ連合等の関係団体の動向を十分に注視し、eスポーツがもたらす効果をどのように活用していけるか、今後とも引き続き研究してまいりたいというふうに考えております。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 部長から、大変前向きな答弁をいただいたかというふうに思います。

ただ、eスポーツそのものにつきましては、まだまだ法的にクリアしなければいけない課題もありますし、先ほどお話もありましたように、個人情報の保護という問題であったり、リテラシーの問題、依存症への対策の必要性、あるいは視力の低下などの指摘等もございます。そんな課題に対しても、しっかりその対策も同時に必要であるというふうに認識しておりますので、今後も研究していくということでありましたので、ぜひともその旨お願いをしたいと思います。

新年度には、知事直轄のデジタル社会推進局が新設されますので、誰一人取り残さないというスタンスで、高齢者層にもしっかりとデジタル社会について理解してもらえ、導入していく、そんな取組になっていければというふうに思いますので、引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例、いわゆる残土条例について質問いたします。

この条例は、県、土砂の埋立てを行う者、土砂を発生させる者、土砂の埋立てが行われる土地の所有者の責務を明らかにすることと、必要な規制を行い、土砂の埋立ての適正化を図り、土砂の崩落、飛散または流出による災害の未然防止と生活環境の保全に資することを目的に、知事や、当時の中嶋議長、北川副議長にも現場に足を運んでいただき、令和元年に制定されました。

具体的には、3000平方メートル以上、高さ1メートル以上の開発行為を許可

制にすることや、周辺住民への説明会、土地所有者の義務、罰則、停止命令、無許可業者には、土砂の全部または一部の撤去などの規定が盛り込まれています。

令和元年11月25日に公布、翌年の令和2年4月1日施行となり、当初は条例施行から1年間の経過措置が設けられていましたが、地元住民の不安な思いに寄り添っていただき、少しでも早く条例の効果を発揮させるため、施行からの1年ではなく、公布からの1年の経過措置に変更していただき、約4か月間前倒ししていただきました。

条例制定に至ったこれまでの経緯は改めては申しませんが、今なお地元としては大きな関心事、心配事の一つであります。

昨年の12月に条例公布から1年間の経過措置期間が終了いたしました。現在、残土条例は効力を発揮しているということになります。

現在、条例に基づいて、適切に県として対応していただいているかとは思いますが、その今の取組の状況、条例制定の効果についてお伺いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

**○環境生活部長（岡村順子）** 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例制定後の取組状況等についてお答えいたします。

議員からもございましたとおり、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例につきましては、令和2年4月1日に施行し、公布からおおむね1年が経過したところでございます。

この間、本条例は、土地造成等において土砂等の埋立てなどを行う様々な事業で適用となることから、事業者や県民の皆さんにしっかりと周知・啓発を行うため、条例を分かりやすく解説したパンフレットの配布やホームページで発信を行うほか、フォーラムをはじめ、市町や関係団体への説明会を開催するなどしてきました。

また、条例制定を契機に、関係機関である農林水産部、県土整備部、雇用経済部及び市町と連携を強化しておりまして、こうした連携の下、把握した土砂等の埋立場所へは、廃棄物対策局が中心となり、産業廃棄物の監視・指

導におけるノウハウと機動力を生かした立入検査を実施しているところでございます。

現場の状況に応じましては、関係法令を所管する農林水産部などの部局と情報交換するなど相互に連携しています。

条例の運用状況としましては、令和2年12月22日の経過措置期間の終了以降も事業を継続する可能性のある事案約120件を中心に立入検査を実施し、条例の周知と併せて許可基準へ適合させること等の指導を行いました。

これにより、県が把握している三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可の取得が必要となる事案につきましては、全て条例に定める手続が進められておりまして、令和3年2月12日の時点において、24件の申請がなされ、既に10件の許可をしているところでございます。

本条例を確実に運用し、引き続き、不適正な土砂等の埋立てが行われぬよう必要な指導を行ってまいります。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） ありがとうございます。

件数につきましても、御答弁いただきました。

12月22日以降ということで、120件に対して立入調査を行っていただき、指導もしていただいたということでありまして、24件申請をいただいたうち、10件については許可されたということですので、それ以外の業者に関しては、多分きつとまだ審査中なんだろうなというふうには思うんですが、ありがとうございました。しっかりと対応していただいているということを確認させていただきました。

これから、許可、不許可ということが出てこようかというふうに思います。

不許可となった業者が、今後、事業継続したいから、再申請をするということになるのであれば、やはり県として、許可に向けてしっかりと条例に基づいて、指導を行っていただければなというふうに思います。

これだけ全国的にも大きなニュースにもなりましたので、条例の内容についてその業者が知らないということは今後はあり得ないというふうに思いま

すので、しっかりと、県の方としても許可が出るように指導もしていただければなというふうに思います。

基本的には、私自身もそうなんですが、県外からの建設残土を持ち込ませないということではなくて、やはりその県外から建設残土を持ち込むのであれば、地域の環境、地域の住民に不安を抱かせない事業を行うよう、しっかりと指導することが大事だと思っております。

最後となりますが、これからもしっかりと対応していくという、部長の決意をお聞かせください。

○副議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 今後の決意ということでございましたが、これまでのところ、条例の周知と的確な運用によりまして無秩序な土砂等の堆積の防止につながっていると考えているところでございます。

引き続き、農林水産部、県土整備部等の関係部局との連携の下で、条例に基づく厳格な審査と土砂等の埋立現場や発生場所に対する立入検査による監視、指導を行うことで、不適正な土砂等の埋立てを防止して、県民の皆さんの不安を払拭するとともに、災害の未然防止と生活環境の保全を図ってまいります。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 御答弁いただきましてありがとうございます。

これからも引き続き、現場に立ち入る県の職員たち、本当に大変な御苦労をかけると思いますが、条例の効果が発揮できるように、これからもしっかりとお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

---

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。16番 田中祐治議員。

〔16番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○16番（田中祐治） こんにちは。本日のラストバッター、松阪市選出、自由民主党県議団の田中祐治でございます。

今日は、失言してももめんように、また執行部の皆さんの首を絞めてももめんように、三重県指定の伝統工芸品の松阪木綿のマスクとネクタイをつけて質問させていただきます。また、御答弁のほうももめんような御答弁を御期待申し上げたいというふうに思います。

そして、この円いバッジでございますけれども、（現物を示す）これは今年三重県において、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されますけれども、そのアーチェリーの缶バッジでございます。松阪市内で競技が行われます。このアーチェリーの普及と松阪市にぜひともお越しいただけることを願ひましてつけさせていただきます。

そして、この下の緑のバッジでございますけれども、（現物を示す）先ほど津村議員から質問されましたシトラスリボンでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従ひまして、順次質問させていただきます。

まず初めに、木材利用についてであります。1項目めとして、県内の森林環境譲与税の活用状況について、お伺いいたします。



昨年からの新型コロナウイルス感染症は、県内の林業、木材産業にも大きな影響を与えております。

ウッドピア松阪からの聞き取り調査では、現在、原木におきましては、ほぼ価格は安定しておりますが、出荷量は減少傾向にあります。また、製材製品の流通は価格が低下し、在庫過多となっております。

このような状況の中、合板工場や製材所へ直送されていた原木は、受入制限を受け、木質バイオマス発電の燃料チップ用としての供給に頼っているのが現状でございます。

2019年3月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立・公布され、これを受けて、2019年度から森林環境譲与税が国から市町と県に譲与されております。

法では、森林環境譲与税の使途が定められており、市町と県は、法の規定に基づいて、森林環境譲与税を財源とした森林整備や木材利用などの施策を展開しております。

そこでまず、県内の森林環境譲与税の活用状況について、農林水産部長にお伺いいたします。よろしくお願いたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（前田茂樹）** 森林環境譲与税の県内での活用状況についてということで御答弁させていただきます。

平成31年度に創設されました森林環境譲与税でございますけれども、令和2年度には、県内市町に対して約8億円、それから県に対しては約1億4000万円が譲与される見込みでございます。

まず、県の活用状況でございますけれども、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、県は市町が行う森林整備への支援等に森林環境譲与税を充てることとされています。

これを受け、県では令和2年度に、森林経営管理制度の定着と円滑な実施に向けた市町担当者向けの研修会や相談対応、それから巡回指導等を実施するみえ森林経営管理支援センターの運営に約1650万円。森林整備等を担う人

材の育成や市町の体制強化を目的とした市町職員講座等を開催するみえ森林・林業アカデミーの運営や施設整備に約6600万円。それから中大規模木造建築物等の設計を行える人材育成のための木造建築士養成講座や建築学科等の高校生を対象とした林業・木材産業の現場体験ツアーの開催などに約250万円を活用しているところです。

次に、市町におきましては、地域の実情に応じて様々な取組が進められており、令和2年度には森林経営管理法に基づく意向調査やその準備作業など森林整備関係に約4億4000万円、金額ベースで全体の約5割が利用されています。そのほか、木材利用関係では約4400万円、担い手対策関係で約500万円となっており、残りの約4割が令和3年度以降に本格化する森林整備や公共建築物の木造・木質化への利用を目的とした基金に積み立てられる見込みです。

今後も、引き続き森林環境譲与税の創設の趣旨等を踏まえ、市町としっかりと連携しながら森林経営管理法に基づく森林整備を本格化させていくなど、森林環境譲与税の有効活用を図ってまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

市町に8億円、県に1億円交付されているということと、県ではみえ森林・林業アカデミーのほうに使われているなどの御答弁をいただきました。いろんな方向で活用されているということを確認させていただきました。

しかしながら、県産材利用者に対しての補助や助成は行われていないというふうに思われました。そこで、県産材利用者への補助についてですが、松阪市では、令和3年度の新たな取組の一例として、松阪の木の利用促進を目的に、住宅の柱、はり、桁などの構造材の90%を地元材が占める場合、大工、工務店、建築士を対象とした木材利用促進事業が予定されております。公共施設の木造・木質化をはじめ、様々な形で木材利用に取り組むこととしております。

（パネルを示す） まず、左の図の木造住宅建築促進事業補助金であります

が、構造材の90%以上、松阪の木を使っただく大工、工務店や建築士が市内に建築する場合、1立方メートル当たり1万円、市外に建築する場合は8000円を交付する計画となっております。

標準的な木造住宅の場合、1棟で約20立方メートル程度の構造材が使用されることから、大工、工務店、建築士にそれぞれ20万円程度の補助金が交付されることとなります。また、右の図の松阪の木利用推進事業補助金は、森林環境譲与税は使っておりませんが、松阪地区木材協同組合、森林組合、建設労働組合、建築士会などで構成する顔の見える松阪の家づくり推進協議会が、建築主を対象に松阪市の事業同様に、構造材の90%以上に松阪の木材を使用する建築主に、松阪市内20万円、市外15万円の補助を予定しております。

全国に目を向けてみますと、同会派の木津直樹議員が林野庁にお尋ねをいただきましたところ、補助や助成を行っているのは47都道府県中38都道府県ございました。補助や助成を行っていないのは、三重県をはじめ、北海道、青森県、岩手県、千葉県、長野県、山口県、大分県、沖縄県の9道県となっております。

全国的な動向から見て、三重県も県産材を使った場合、補助や助成を行ってはいかかと思いますが、農林水産部長の御見解をお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、県産材の利用促進に関しての、補助、助成ということでお答えさせていただきます。

県では、県民の皆さんが木材の利点や魅力を十分に理解し、木材が暮らしや企業活動の中で自然に使われる社会を目指して、新たな取組に挑戦する工務店や製材事業者、建築設計士等と共に県産材を利用しやすい環境づくりに注力して取り組んでおります。

これまで、工務店や製材事業者、建築設計士等が行う商業施設におけるイベントやインターネット等を通じた県産材のPR活動を支援するとともに、工務店や製材事業者、建築設計士等を対象とした中大規模木造建築設計セミナーを平成30年度から開催し、非住宅建築物において、木造・木質化を提案

できる建築設計士を22名育成してまいりました。

また、市町が公共施設の木造・木質化を図る際の疑問や課題を解決するため、建築設計士や製材事業者等と連携した相談窓口の設置によるサポート体制を構築しております。

こうした中、平成30年に事業所や店舗等において、積極的に県産材を活用する企業を登録する木づかい宣言登録事業者制度を創設したところ、これまでに県内外から23の事業体に御活用いただき、県産材の魅力を様々な場面でPRしていただいているところです。

これらの取組に加え、令和3年度には、耐火性や耐久性に優れた県産材の内装材など、これまで耐火建築物などでは利用できなかった新たな用途での活用を可能とするための製品開発に対して、県独自の新たな補助事業を創設することとしております。

また、インターネットを活用して住宅に係る情報を収集する消費者が増えていることから、こうしたニーズに対応できるよう、県産材を利用する中小工務店の情報を一覧できるオンライン住宅展示場などのデジタルPRツールを作成し、情報発信を支援していきたいと考えています。

今後も引き続き、県産材をはじめとする木材の利用促進にしっかりと取り組むとともに、現在、県議会において、三重の木づかい条例の検討が行われていることも踏まえ、県産材の利用促進に向けたより効果的な支援の在り方について検討してまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

いろんな形で御支援をいただいているというふうに向いました。

私にとっては、ちょっともめるような答弁ではございましたけれども、また今後、全国の動きを見ながら、しっかりとまた補助のほうもお考えいただければというふうに思います。

森林の整備や木材の生産はもとより、二酸化炭素の吸収源の確保、水源の涵養機能の維持・増進や林地災害の抑制にもつながる重要な施策であると認

識させていただいております。森林環境譲与税による適正な森林整備に加え、山元本来の素材生産や原木の出口対策となる木材利用の促進は、健全な森林づくりにつながるものと考えております。

今回紹介させていただきました松阪市の取組は、柱材に加え、はり材や桁材など、太い構造材にも地域材を活用することといたしております。

戦後、植林された杉、ヒノキは、柱取りの原木以上に太く成長していることから、集成材や輸入材に頼らず地域材を有効に活用することで、山元を元気にすることにつながります。

また、今定例会議におきまして、先ほど部長からも御紹介がございましたが、三重の木づかい条例（案）を議員提案として上程させていただき予定でございます。条例の中で、県の責務として、森林所有者等林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者並びに県民及び事業者の協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図ることとさせていただきました。これらの内容も含めて、県下全域で三重の木の利用促進に努めていただきますようお願い申し上げます。この件につきましては終わらせていただきます。

次に、早生樹のバイオマス燃料についてお伺いさせていただきます。

再生可能エネルギーの一つであるバイオマス発電には、生ごみや燃えるごみ、木くずや間伐材などが燃料として利用されております。

このように、様々な種類の廃棄物や間伐材などを有効活用ができることから、バイオマス発電には大きな期待が持たれております。また、バイオマス発電は、温暖化の原因となる二酸化炭素濃度の上昇を抑制するカーボンニュートラルの概念からも、地球環境に優しい発電方式と言えます。

しかし、バイオマス発電に活用できる間伐材等の資源の流通量には限りがあることから、今後、国内的に木質燃料の不足と調達費の高騰が予想され、事業への影響が懸念されますが、県としてどのようなお考えか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、木質バイオマス発電の燃料となりま  
す間伐材等の需給見通しということで御答弁させていただきます。

三重県内では、現在、5基のバイオマス発電所が稼働し、以前は現場に放  
置されていた間伐材や丸太生産時に生じる枝葉等の木質バイオマスが燃料と  
して利用され、地域における林業の下支えにつながっていると考えています。

一方で、高性能林業機械の導入等、国や県による増産に向けた支援により、  
県内における木質バイオマスの生産量は、平成24年度の5000トンから令和元  
年度の8万3000トンまで増加しましたが、発電所の需要量に対して、県内の  
供給量だけでは不足しており、県外からの調達も行われているところです。

今後、木質バイオマスの供給量をさらに増加し、安定した燃料調達を実現  
していくためには、採算性が大きなポイントであり、皆伐も含めた木材生産  
の低コスト化を図りつつ林業を活性化し、製材用からバイオマス用まで、素  
材全体の生産量を増大していく必要があります。

このため、県としては林業生産活動の低コスト化の鍵を握る林道や作業道  
等の路網をさらに充実させるとともに、国の補助事業等を活用した間伐材の  
搬出促進、皆伐後の再造林経費を抑えるための一貫作業システムの普及促進  
を図っていきます。これらの取組を通じて、林業の採算性を高めることで、  
素材生産量の増大を図り、木質バイオマスの安定供給にもつなげてまいりま  
す。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

県内の供給量では不足しているという認識ということでお伺いさせていた  
だきました。それに対しまして、林道等の整備等も計画されているというこ  
とでございます。

木質バイオマス発電の燃料につきましては、将来の不足が予想される中、  
松阪市内の発電所では、燃料確保と二酸化炭素吸収源として、成長の速いヤ  
ナギモトダケの植栽が始まっております。（パネルを示す）左側の写真が2  
月10日に植えた状況で、真ん中が約1週間後、右が2週間後の状況となって

おります。今後は中山間地域の荒廃地を利用して、試験的に植樹されると伺っております。

(パネルを示す) ヤナギモトダケは、短い期間で森林再生と地域産業を創出する柳と竹の絶妙なコラボレーションから生まれた世界初の新素材の樹木で、林地造成が容易で成長も早く、5年ほどで高さが約8.5メートル、幹の直径は約20センチメートルを超える太さに成長することから短期伐採が可能となり、地域の林業経済に大変期待が持てます。

令和2年4月の農林水産省の荒廃農地の現状と対策についての資料によりますと、農業就業者の7割を占める60歳以上の世代が高齢化によりリタイアし、農地などが適切に継承されず、荒廃農地となっている現状があります。特に、高齢化が進み、中山間地域を中心に農村人口も減少し、農業生産のみならず地域コミュニティーの維持が困難になると懸念されております。(パネルを示す) この図は、三重県の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の推移ですが、令和元年の荒廃農地は約4105ヘクタールとなり、ここ10年間で約5.6倍に広がっております。2020年の荒廃農地に関する農林水産省の調査では、再生利用が困難な荒廃農地の場合、森林等としての活用を図ることから、荒廃農地の森林化などを進めていく必要性を感じております。

他県においては、荒廃農地を活用して桑の葉で農福連携を含めた地域の活性化を目指し、取り組んでいる自治体もございます。

三重県としても、中山間部の荒廃農地の発生防止・解消、雇用の創出のためにヤナギモトダケの推進を提案いたしますが、農林水産部長に御見解をお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(前田茂樹) 荒廃農地におけますヤナギモトダケの活用についてということで御答弁させていただきます。

荒廃農地につきましては、農業者の高齢化や農村地域の過疎化に伴い県内でも増加を続けており、令和元年度末時点で6557ヘクタール、県内の耕地面積の約11%に相当し、そのうち4105ヘクタールが農地への再生利用が困難と

見込まれている農地となっております。

こうした中、荒廃農地等の有効活用については、バイオマスを含む再生可能エネルギーの導入拡大の動きと併せて、国の規制改革推進室において農地法等の見直しが検討課題とされています。

また、農林水産省においても長期的な土地利用の在り方に関する検討会の中で、あらゆる政策努力にもかかわらず、農地としての荒廃化が避けられない場合には、森林への計画的な転換を図ることについても検討されております。

県としましては、中山間地域の荒廃農地を解消し有効利用していくことは重要と考えており、農地として再利用されることが最も望ましいものの、場合によってはバイオマス燃料の材料となる早生樹の植林場所として活用することも一つの手法と捉えております。

今後、こうした農地転用に対するニーズが高まってきた場合には、森林化による周辺農地等への影響等を考慮した上で、適正に対応するとともに農地転用の許可権限を移譲しております市町の農業委員会とも連携を図りながら、農地の有効利用に努めてまいります。

また、林業の観点からは、短期間でバイオマス原料となる多量の木材や高価格の用材の生産を目指す早生樹林業に着目し、林業研究所において県内における早生樹種の成長特性に関する研究を行っているところです。

今後、県内の発電事業者等が早生樹の活用を検討する際には、林業研究所が行った早生樹育成に係る研究の成果や全国での活用事例等について情報提供を行うなど、技術的なサポートに取り組んでまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

農地法の見直しが検討課題というお話もございました。ニーズが高まってきた場合は、適正に対応していくということでございます。

今後、ヤナギモトダケの生育状況や荒廃農地の状況等を見ながら、私のほうも改めて質問させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお



願いいたします。

次に、労働環境の改善に向けた総合評価方式について、お伺いいたします。

私は、防災県土整備企業常任委員会に所属しておりますが、総合評価方式は農林水産部にも関わることや、近年では公共工事だけではなく、清掃業務や建物管理などの役務の提供の入札でも、この方式を採る場合が増えてきていることから取り上げさせていただきましたので、よろしくお伺いいたします。

まず、時間外労働の上限規制が2020年4月に中小企業に適用されるなど、職場環境の改善を目的とする働き方改革が本格的に動き始めております。

(パネルを示す) 2019年に参議院常任委員会調査室が発表した建設業における働き方改革概要によると、2018年の建設業労働者の就業時間は2036時間と全産業の平均より約300時間以上も多い結果となっております。さらに、週休2日を取得できている人は全体の1割以下、全く取得できていない人は4割以上も存在することが明らかになりました。

現在、三重県においても、週休2日を想定した工事の発注が行われておりますが、担い手不足が課題の企業が多いことから、時間外労働の上限規制への対策に時間がかかると推測され、建設業界におきましては4年間の猶予が設けられ、2024年からの適用となりました。

そこで、三重県の建設産業に係る労働環境の改善に向けて、どのような取組を行っておられるのか、お伺いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 建設産業における労働環境改善に向けての県の取組についてお答えさせていただきます。

県内の建設業は、就業者の高齢化や若年就業者の減少が進行しており、担い手確保が最優先の課題となっております。

また、年間の総実労働時間は、全産業平均に比べて300時間以上長い状況となっておりますが、一方で、働き方改革関連法により、令和6年4月から建設業における時間外労働の上限規制が適用されることとなります。このため、

長時間労働の是正などの労働環境改善についても建設業の喫緊の課題となっております。

こうしたことから、県では働き方改革の視点を踏まえて、令和2年3月に策定しました第三次三重県建設産業活性化プランに基づき、長時間労働の是正と労働環境改善の取組として、週休2日制工事の拡大、生産性向上への取組として、施工時期の平準化などの取組を進めているところでございます。

まず、週休2日制についてですが、若者の入職や定着には週休2日などの労働環境改善が必要なことから、県では平成28年から週休2日制工事の試行に取り組んでおります。試行工事では、週休2日を見込んだ工期設定、必要経費の補正、工事成績の加点などを行いながら、段階的に対象工事を拡大しており、4週8休の達成率を活性化プランの目標指標とし、令和5年度末の達成率70%を目指して取組を進めております。

次に、施工時期の平準化についてですが、公共工事では年度当初の工事が少なく、年度末の工事が多い状況にあります。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には仕事が不足する一方、繁忙期には仕事が集中し公共工事の従事者の長時間労働につながるものが懸念されております。

県では、債務負担行為の活用などにより、施工時期の平準化の指標となる平準化率を活性化プランの目標とし、各年の平準化率80%を目指して取組を進めております。

建設業への週休2日制導入の後押しや長時間労働の是正につながる施工時期の平準化を通じ、建設業の労働環境改善に向けて、引き続き関係団体との意見交換も行いながら、着実に取組を進めてまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

建設産業活性化プランにより労働環境の改善を進めていただいているというところでございました。

しかしながら、御説明をいただきましたいろんな対策がある中におきまして、総合評価方式が2024年4月から始まる時間外労働の上限規制の妨げと

なっているという声を伺っております。

総合評価方式は、価格と技術力を評価する入札方式であり、本県においても平成19年度から実施されております。メリットとしましては、目的物の品質の確保、不適格業者の排除、ダンピングの防止、談合防止などの効果が挙げられております。しかし、この方式は11月定例会議におきましても奥野議員も指摘されましたが、工事実績が主体の技術評価では受注企業が偏ってしまいます。総合評価方式につきましては、これまでも随分改善していただいておりますが、まだまだ改善の余地があると感じております。

発注者側には第三者委員会で、客観性、透明性の高い落札決定のプロセスを得ることが義務づけられていることから、人材の確保や費用の増加が伴います。また、技術審査に時間を要することから、総合評価方式の工事が増加した場合、発注者の負担はさらに大きくなります。受注者におきましても、通常の入札と比較すると入札手順の期間が長くなることから、技術者が長く拘束され、他の工事に配置できない状況が続きます。さらに、総合評価方式は、点数で評価されるため、高得点を取ろうと品質管理や工程管理、その他全般の管理書類の作成がエスカレートし、書類のための書類づくり、現場の出来より書類の出来という業界で言われますように、必要以上に労力と時間を費やしているのが現状であります。

要するに、よりよい工事成績を得ようとすればするほど、提出物は多くなり、その結果、昼は現場、夜は工事書類の作成などで残業は当たり前というような状況を招いております。

このように、総合評価方式は、2024年度から始まる時間外労働の上限規制の大きな妨げの要因となっております。地域を守る建設企業の安定経営のため、工事成績や工事実績への過度な評価の緩和、事務のより一層の簡素化が必要となります。

この件につきましては、今回は提案とさせていただき、改めてどのように改善をされたのか、確認させていただきたいというふうに思います。

次に、内水面漁業についてお伺いたします。

内水面漁協におきましては、一部組合の過度な不当要求によって全体のイメージが大変傷ついてしまいましたが、ほとんどの漁協は誠心誠意、内水面漁業の振興に取り組んでおりますので、誤解のないようお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、まず初めに、内水面漁業の振興についてであります。三重県は豊かな自然に恵まれ、私たちはその恩恵を受けて日々の暮らしを営んでおります。日本は、他の国と異なり、水産資源や漁場の直接的な管理者は国や都道府県ではなく、地縁的なつながりを持つ内水面漁協が担ってまいりました。しかし、内水面漁協の多くは、組合員の減少や高齢化、収入の減少などの影響で活動が低下しております。こうした内水面漁協の活動低下は、河川の水産資源の減少や環境の悪化を引き起こしています。

そんな中、令和3年度の当初予算におきまして、内水面水産資源の回復促進事業費が計上されましたことは、内水面漁業関係者にとりまして、深く感謝しておるというふうに思っております。

そこで、三重県の内水面水産資源の回復促進事業として、どのようなビジョンをお持ちなのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（前田茂樹）** それでは、内水面水産資源の回復促進事業を通じて、内水面漁業の振興にどのように取り組むのかということでお答えさせていただきます。

内水面域は河川で採捕されるアユやアマゴ等の水産物の供給機能に加え、釣りや自然体験活動など自然と親しむ機会の提供等、中山間地域の活性化などに資する重要な役割を果たしてきました。

近年は、河川等の生息環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物やカワウ等の鳥獣による内水面水産資源の減少、遊漁者の減少や漁業従事者の高齢化の進行により、内水面の有する水産物の供給機能や多面的機能の持続的な発揮に懸念が生じております。こうした中、県では三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づき、昨年10月、施策の総合的かつ計画的な推進を図

るための基本となる三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画を策定しました。この基本計画では、内水面地域の活性化に向けて、内水面における水産資源の保全と活用、内水面の生態系保全や河川環境の維持、多面的機能の発揮を強力に促進することとしており、10年後の取組目標として内水面地域に訪れる遊漁者数を10%程度増加させることを目指しています。

こうした基本計画のビジョンを実現していくため、令和3年度予算で新たに内水面水産資源の回復促進事業を計上させていただいたところです。

この事業では、資源増殖に積極的に取り組み、子どもたちが自然の大切さを学べる交流の場を提供する漁協に対して、放流経費を一部支援するとともに、遊漁券のオンライン販売等、遊漁者確保に向けた積極的な取組を支援します。

また、放流したアユ等の資源保護に向けて、内水面域からのカワウ追い払いやコロニー対策などにドローン等を活用する少労力かつ効率的なモデルとなるカワウ被害軽減対策を支援していきます。

こうした新たな取組と合わせて、これまでのヨシ帯の保全や河川の清掃活動による漁場環境の再生を引き続き進めていくことで、内水面水産資源の維持・増大や遊漁者の増加につなげてまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

いろんな取組をしていただくということで理解させていただきました。今後も漁協と力を合わせながら、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

内水面漁協は、種苗放流や遊漁にとどまらず、アマゴやアユ、ウナギなどの水産資源の維持を通して、和食文化の関わりやブラックバスやカワウ駆除等の特定外来種の駆除による生態系の保全、また不法投棄等の見回りによる河川環境の保全、あるいは水難事故防止のための活動など、いろんなところで取り組んでいるところでございます。

現在、三重県には24の内水面漁協がございいますが、最近では鈴鹿川漁協、

阪内川漁協が解散されました。また、本年度も新たに解散される漁協があるというふうに伺っております。

そこで、三重県としてこれまで内水面漁協に対して、どのように関わってこられたのか、お伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、これまでの内水面漁協に対する県の関わりということで、県のほうでは、内水面漁協におけますアユの資源増殖に向けた調査を実施しますとともに、経営改善に向けた相談対応や内水面漁連と連携した事務手続の円滑化に関する研修などを行ってきたところです。

しかしながら、組合員の高齢化や遊漁者の減少などにより、漁協の存続が難しくなり、解散せざるを得ない漁協があるということは県としても認識しております。このため、今後、また適宜、内水面漁協に対する相談、助言等、丁寧な対応を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

先ほどの解散によりまして、漁協の区間に空白地帯が現れるわけでございますけれども、この空白地帯によりまして、上下の漁協が放したアユ等が空白地で乱獲されるおそれがございます。その対策として、漁協が漁業範囲を広げることも考えられるわけでございますが、それに伴いまして義務放流の量が増えるということではなかなか手をつけることができません。

そこで、上下の漁協、または隣接する漁協に、資源を管理するという権利を与えてはかがというふうに思いますが、御見解をお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 漁協の解散によりまして一つの河川の中で、漁業権が存在しない空白地帯が発生した場合の効果的な管理手法についてということで御提案いただいたところですが、漁業法におきましては、内水面の漁業権につきまして、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利というふうに定められております。この権利につきましては、

当該内水面において、水産動植物の増殖と生育環境の保全及び改善に努める義務を果たすことで免許されるため、義務放流等の負担なく、管理権だけを与えるということは法的に困難かというふうに考えております。このため、空白地帯の管理につきましては、関係内水面漁協において、漁業権漁場の拡大等をしていただくことが最も適切というふうに考えておりますが、適宜、当該内水面漁協に対しまして、相談あるいは助言等、丁寧な対応を行ってまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） よろしくお願いたします。

時間のほうが押してまいりましたので、次に移らせていただきます。

次に、目標増殖量の算定方法について、お伺いさせていただきます。

漁業法第168条において、内水面における第5種共同漁協は、当該漁協の免許を受けた者が当該内水面において、水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならないというふうに規定されております。また、同法第171条第3項において、内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存在する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理すると指定されていることから、委員会が毎年目標増殖量を決定し、各漁業権者がアユの増殖量、いわゆる義務放流であるわけですけれども、行っております。

この目標増殖量の算定方法は、漁場の平瀬と早瀬の面積から算出しておりますが、この面積の調査は平成21年に行われて以来、行われておりませんが、その後、災害や河川工事によって面積が変わっているように思われます。今後、面積調査をどのようにお考えか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 現状に即した目標増殖量の算定となるよう実態調査を行う計画があるのかということでございますが、まず、目標増殖量は、三重県内水面漁場管理委員会が定める第5種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱い方針に基づき、例えばアユの場合では、平瀬及び早瀬の面積等から求

めた生息可能尾数を基に放流時の生息可能量等を算出し、目標増殖量を算定しております。

この目標増殖量の算定根拠として利用している漁場の平瀬と早瀬の面積については、現在も平成21年度の調査結果を用いていますが、その後の災害や河川工事等による面積変更にも対応するため、当該委員会では毎年3月に行う目標増殖量の告示の前に各内水面漁協に意見聴取を行っています。その際、漁協からいただいた申出については、それを反映させることで実態に即した目標増殖量を算定するとともに、来年度の目標増殖量の算定に当たっては、取扱い方針についても意見聞き取りを行い、より実態に合った算定に努めています。

今後、三重県内水面漁場管理委員会において、河川状況等の聞き取り調査や内水面関係者との意見交換を継続的に実施し、現場に即した実態把握に努めるとともに、漁場面積の算出にドローン等を活用する簡易手法の検討も行うなど各内水面漁協の実態に寄り添った対応を行ってまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

ドローン等を使って面積調査を行っていただくということでございますので、漁協も協力しながら調査のほうをお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後に薬物乱用についてであります。まず平成30年9月の一般質問において、再犯防止推進計画の策定をお願いいたしましたところ、令和2年3月に三重県再犯防止推進計画を策定いただきました。この件につきましては、保護観察所や県内の保護司の方々からもお礼のお電話がございました。本当にありがとうございました。

それでは、1項目めの薬物乱用の現状についてお伺いさせていただきます。

（パネルを示す）2020年版犯罪白書によりますと、大麻所持などで検挙された人は、6年連続増加し、初めて4000人を超え、去年1年間に検挙された人は前年比21.5%増の4570人となりました。

このうち、未成年を含む20歳代以下が半数以上を占めるなど、近年、大学



生や高校生など若者を中心に急増していることが明らかとなりました。一方で、2019年の覚醒剤取締法違反での検挙数は8730人で、44年ぶりに1万人を切ったことから、覚醒剤の減少に伴って大麻が増えてきているというような状況にあります。

(パネルを示す) 上の図は少年による覚醒剤取締法違反の検挙人数の推移ですが、昭和57年の2750人及び平成9年の1596人をピークに減少し、令和元年度は92人まで下がっております。下の図は少年による大麻取締法違反の推移ですが、平成6年の297人をピークに増減を繰り返していましたが、平成26年から6年連続で増加しております。令和元年は595人となっております。このように、大麻が増えている背景には、大麻はインターネットや個人輸入などで比較的入手しやすい。また、有名人が薬物事犯で相次いで検挙されるなどのニュースが見受けられることから、安易に使用している可能性が指摘されております。三重県に目を向けてみますと、令和元年の薬物事犯の検挙人数は115人で、そのうち74%が覚醒剤事犯、26%が大麻事犯でした。大麻事犯におきましては、若年層を中心に急増し、5年前と比較すると2倍以上に増えております。

そこで、1点目として、若年層の薬物乱用防止にどのように取り組まれているのか。また、検挙状況とその特徴はどうか。

2点目として、薬物乱用防止には、未然防止と再犯防止の両面からの対策が必要と考えますが、どのように取り組まれておられるのか、警察本部長にお伺いいたします。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長(岡 素彦) まず、全般的な傾向は議員御指摘のとおりでありまして、当県の情勢を申し上げますと、昨年の薬物事犯の検挙人員、30代以上が79人、20代以下が36人。この20代以下の36人のうち、11人が覚醒剤、22人が大麻ということで、若年層を中心に大麻事犯が増加する傾向は、全国的な傾向と一致しております。

入手経路につきましては、知人から、名古屋のクラブで外国人の売人から

もらった、SNSで探して郵送してもらったというものが多くて、入手の手軽さや仲間うちでの乱用というのがうかがわれます。

ネット上での根拠薄弱な情報や外国の制度に関する断片的な情報に基づきまして、覚醒剤と比べて有害性を過小に見積もったり、乱用の違法性を軽く考えている若者が多いと見られまして、入手の容易さと相まって、乱用拡大の原因となっております。

対策としましては、未然防止と再乱用防止の両面、これが必要だという御指摘のとおりでございまして、まず学校に講師を派遣するなどして、薬物乱用防止教室を開催しております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が少なかったもので、令和元年度の受講数を申しますと合計で5万5043人、全高校生の43%、全中学生の43%、全小学6年生の81%が受講しております。この数は、私どもが把握する限りで行われている民間団体などの教室の受講者数も合わせた数字でございまして。

再乱用防止対策としましては、検挙したものの執行猶予となったり、保護観察が付されなかったりして、適切な指導が受けられにくい、そういう方々を主たる対象に、再犯が多い事実、依存症の危険性等を説明するとともに、薬物依存から抜け出したい者を支える医療機関や相談機関の紹介を行っております。このことは、検挙者の御家族にも同様の情報提供を行っているところでございます。

早期対策が重要であること、若者の乱用が多いこと、成人への漏れのない働きかけのルートが、残念ながら確立されていないことを踏まえまして、今後も学校の協力の下で行う10代の若者への助言指導を充実してまいりたいというふうに考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

いろんな取組をいただいているということでございます。

保護司会におきましても薬物乱用は非常に多いというお話も伺っておりま

すので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

次に、児童・生徒及び教職員に対する指導について、お伺いいたします。

薬物乱用は脳の正常な発達を止め、脳をはじめとする体の主要器官に深刻な悪影響を及ぼしております。最悪の場合は、死に至らしめます。

このようなことから、薬物の恐ろしさを知ってもらうために、学校からの依頼を受けて、警察官、保護司、ライオンズクラブ、学校薬剤師などが、小・中・高生を対象に薬物乱用防止教室を開催しております。

そんな中、今年1月19日に津市内の小学校の非常勤講師が大麻所持で逮捕されました。薬物の危険性について、学校では、児童・生徒、特に教職員に対してどのような指導を行っているのか、お伺いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 薬物乱用防止に係る児童・生徒への指導、教職員への法令遵守の取組について御答弁申し上げます。

まず、児童・生徒に対する取組ですけれども、各学校の保健体育の授業において、薬物による影響や依存症等について学習することに加えまして、学級活動や道徳など、学校の教育活動全体を通して行うようにしております。

それから、議員から御指摘もありましたけれども、取組の一つであります薬物乱用防止教室ですが、警察職員や学校薬剤師、ライオンズクラブの認定講師などの方々に御協力いただき、中学校、高等学校の保健計画に位置づけ、各学校で毎年実施しています。その教室では、映像を活用した薬物の恐ろしさや副作用など、各講師の専門性を生かして指導いただいています。

子どもたちが生涯を通じて健康で豊かな生活を営めるよう、今後も引き続き関係機関の協力を得ながら、薬物乱用について正しく理解し、周囲の誘いに乗らないなど、適切な行動ができるよう取組を進めてまいります。

こうした中で、本年1月、小学校に勤務する講師が大麻取締法違反で逮捕される事案が発生いたしました。教壇に立つ者として断じて許されないものです。県教育委員会では2月16日に開催いたしました市町教育長会議において、コンプライアンス意識の一層の向上と再発防止を徹底いたしました。ま

た、臨時講師に係る服務規律についても、研修方法を見直すなど改善を図ってまいります。

今年度、教職員の不祥事が相次ぎ、公教育への信頼が著しく損なわれていることを大変重く受け止めています。このため、今後の対応策について、これまでの取組で足りない点、本年度の不祥事が生じた背景や課題などを踏まえた取組を検討しており、今後、校長がリーダーシップを発揮し、教職員一人ひとりが自分自身の課題として行動していくことなど、公教育の信頼回復に向けた取組を徹底してまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

児童・生徒を指導する立場の教職員が、薬物で逮捕されるというようなことは絶対あってはならないことですので、二度と今回のことが起こらないように対策をお願いしたいと思います。

それでは、次に、不正大麻・けしの撲滅についてお伺いいたします。

大麻・けしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず、依然として後を絶たない状況にあります。これらの事犯の発生を防止するためには、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、犯罪予防の観点から自生する大麻・けしを一掃することが重要でございます。

以前の一般質問において、三重県内で平成28年度に自生するけしが、16万6000本除去されていることから、三重県知事が委嘱する薬物乱用防止指導員の増員と居住地の保健所管内に限定されている活動範囲の拡大をお願いいたしました。その後も、三重県の不正けしの除去本数は、平成29年度、平成30年度が全国1位、令和元年度は、福岡県の16万6646本に次いで全国2番目となりましたが、10万4011本が除去されております。

そこでお伺いいたします。

薬物乱用防止指導員の増員と活動範囲の拡大をどのように検討されたのか、お伺いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 薬物乱用防止指導員の増員及び活動範囲の拡大について御答弁申し上げます。

薬物乱用防止指導員につきましては、地域の薬物乱用防止活動等に参加していただくために、保護司や学校薬剤師などを中心に県が委嘱している方でごいまして、平成28年度は497名ということでございますが、毎年増加しておりまして、令和2年4月1日現在で543名となっております。

全国的にも500名を超えている都道府県は、本県を含め5都県のみでございまして多くの指導員の方に、不正大麻・けしクリーンアップ運動でありますとか街頭啓発などの薬物乱用防止活動に積極的に参加をいただいているところでございます。引き続き、関係者の御理解・御協力の下、増員に努めていきたいと考えてございます。

薬物乱用防止指導員の活動範囲につきましては、以前は議員が御指摘のように指導員の居住地を所管する保健所管内を活動地域として限定していたところでございますが、より幅広く活動していただきますよう、薬物乱用防止指導員活動要領を改訂しまして、現在は地域内での活動を基本としつつ、居住する地域外での活動も可能としており、地域外での活動も一部の地域で行っていただくということでございます。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

改善していただいたというふうに受け止めさせていただきました。

時間のほうがもうございませんので、この大麻・けしにおきましては、毎年、撲滅運動を展開していただいております。

しかしながら、数値を見ておりましてなかなか減っていないというような状況でございます。さらに体制強化に取り組んでいただきまして、撲滅に向けよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

時間が参りましたので、これで一般質問を終結させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（服部富男） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

---

午後3時30分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（日沖正信） 質問を継続いたします。

最初に、村林聡議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 山本里香でございます。

村林議員の一般質問に関連して、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

テーマは、新型コロナ陽性で入院調整中の方への支援ということで質問されました。

その中で、入院調整中の自宅療養というか、入院調整中に自宅待機の方の状況についての支援について、万全をというお話であったと思うんですが、実は、今日の新聞で、病床使用率40%以上が3日間以上続いた場合、40歳未満、無症状、基礎疾患なしの患者に限って、自宅療養も可能とする案をこの2日の夜の新型コロナウイルス感染症対策協議会で方針を示されたという記事が載っておりました。

入院調整中ということではないですけども、自宅で待機して療養するという意味では、同じような状況、あるいはもっと深刻な状況になるのではな

いかと思っています。

それで、この記事が出まして問合せ等もありましたので、もう少し詳しく教えていただきたいんです。この自宅療養も可能とする、可能というところ  
です。

心配される皆さんは、都心部で既に自宅療養で困難な状況がある、そう  
いったような報道も聞いてみえて、そのことを心配していらっしゃいますの  
で、この病床使用率40%以上が3日以上続くようなことがあってはならない  
というふうには思っておりますけれども、今後の方針として、これをもう少し  
詳しく教えていただきたいことと、そしてこの理由ですけれども、なぜこ  
ういうふうに至ったかということが、宿泊施設のさらなる確保には努力する。  
物理的には、これを増やしていけるようにしたいけれども、看護師の確保が  
難しいというようなことで言われておりますけれども、その具体的実態を教  
えていただきたいということです。

二つ目は、村林議員が、最後に要望ということでワクチン接種について触  
れられたと思います。ワクチン接種を医療従事者からという今の方針の中で、  
医療従事者といっても、医師、看護師だけじゃないよと、様々な職種、仕事  
をしていただいているよというところはどうかということを含めて、  
例えば消防隊員の方などの医療の関係もあると思うので、その関係や保健所  
関係の中で、接触していろいろお仕事されている方もあると思うんですが、  
そこのところはどのように考えられているのかということをお伺いしたいと  
思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 2点御質問いただきました。

まず、自宅療養も可というところについて御答弁申し上げます。

3月2日の新型コロナウイルス感染症対策協議会におきまして、県のほう  
から示させていただいた内容が昨日の新聞になったということでございます。

県としましては、今後さらに感染状況が拡大して、県内広域での入院調整  
が増加していく段階におきましては、基礎疾患がなく、40歳未満で無症状ま

たは症状が軽快傾向である方については、宿泊療養の対象となりますというのがまず原則でございます。

ただし、個別の状況に応じて自宅療養も可というところを示させていただきまして、そこが自宅療養可という意味が先ほど議員から御紹介いただいたところでございます。この自宅療養可というところでございますが、入院医療機関や宿泊療養施設の利用状況等によって、同居される御家族に医療従事者等や妊娠されている方がいないかとか、育児や介護を担っていないかなどの個別の状況を丁寧に聞き取りさせていただいた上で、その状況に応じて総合的に判断して、さらに自宅療養について同意をいただける方については、自宅療養も可ということでさせていただくという内容でございます。

なお、自宅療養となった場合におきましても、先ほども御答弁申し上げたと同じですが、血液中の酸素飽和濃度を測定するパルスオキシメーターを配付するなど、健康状態を適切に把握していきたいというふうに考えてございます。

それと、宿泊療養施設の増に関しまして、医療従事者のことで新型コロナウイルス感染症対策協議会でもお話をさせていただいたところでございますが、具体的には看護師に常駐していただいております。日勤、夜勤ということで、現在の宿泊療養施設にも、看護師が常駐していただいておりますが、ずっと患者がいてもいなくても、やっぱりいつ入ってくるか分からないということでローテーションを組んで、病院のほうから来ていただいて、看護師に常駐していただいておりますが、そこが複数になってくるとさらにその看護師がたくさん要るということで、やっぱり現在、各病院で新型コロナウイルス感染症患者の入院の状況も含めて看護師もたくさん要ると、こちらもたくさん要るとなってくると、なかなかやっぱりそれが両方は難しいというのが現状でございまして、引き続き関係のところにはお願いしておりますが、なかなかそこはすぐには難しいというような状況が現在の状況でございます。

それから、ワクチンの医療従事者への接種についての対象ということでございますが、これは新型コロナウイルスワクチンを優先的に接種する医療従



事者の範囲について、国におきまして具体的な対象の範囲を定められております。医療従事者の主な対象者としては、病院、診療所等において新型コロナウイルス感染症患者、その疑い患者に頻繁に接する機会のある医療従事者とされていますが、診療科や職種が限定されているものではございませんでして、委託業者等についても、医療機関の判断により対象とできるということにされております。

そのため、様々な専門職種が連携してチームで患者に接する場合につきましても、感染症の患者等に頻繁に接する機会があるかどうかで判断いただくと認識しております。

これらの医療従事者の範囲の対象外となってしまう方がみえる場合は、医療提供体制の確保の観点から、接種が望ましい場合は、必要に応じて、国に対しては対象範囲の拡大について要望していきたいというふうに考えてございます。

それから、消防隊員がどうかということですが、消防隊員か救急隊員かという形態ではなくて、消防署に勤務する中で、疑い患者を含む新型コロナウイルス感染症患者を搬送する業務に携わるかどうかと、そういう可能性がある職員の方であれば対象となるというふうに考えてございます。

[20番 山本里香議員登壇]

**〇20番（山本里香）** 自宅で療養ということになると、もちろん先ほども、御家族の状況であるとか、様々丁寧に聞き取りもいただいて、本人の意思も確認していただいてということだと思います。

それ、丁寧にやっていただきたいと思いますが、先ほどもコロナ差別のことがいろいろと今問題となっていて、無症状であるがゆえのストレスといますか、いら立ちといますか、そういう形の中での家庭での療養になるということや、また家族の方のストレスも大きくなるようなことが考えられますし、そこのところは本当に丁寧にやっていただきたいと思います。

看護師が、宿泊施設に常駐しなければいけないということと、自宅での療養の場合にも、待機というのはおかしいですけど、対応するための看護師の

需要というのものもあるわけなので、そこのところの、どっちがどっちかというのは大変難しいと思うんですけれども、何かがあったときにはやっぱり機能しなくちゃいけないということを考えると、どっちがいいのかなというふうには思います。

それから、消防隊員の話、それから、保健所関係で勤務される方のこともあると思います。国が決めていることと、その範囲の中でしていただくということはもちろんですが、それに漏れる中で、やっぱり必要だと思われるところは、第2次ということで、高齢者、その次という話がありますけれども、今の第1次の医療関係者、先んじて、そしてその次にとかいう順番を、県として国にも要望もすると思いますけれども、県としても対応していただいて、万全の対応になるようにということを望みまして、質問を終わります。（拍手）

○議長（日沖正信） 同じく、村林聡議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） すみません、お疲れのところ、村林議員の質問に対して、コロナ禍を踏まえた魚類養殖業の今後の在り方についてに関連して質問させていただきたいと思います。

まず、ちょっとおわびをしないといけないと思います。

1の項目で貝毒と書いたつもりですが、「貝」の字が間違っておりまして、誤植でございます。申し訳ございませんでした。おわびして訂正してください。

1か月前、白石湖の渡利ガキというのが、貝毒のために自主出荷停止しました。ちょうど今日、解禁ということで3回の検査をもって、貝毒が有毒ではなくなった。有毒プランクトンがあるということなんですけど、これについて、ちょうど出荷のピークなんです、1月、2月、3月が。この間1か月出荷停止という非常に業者は、新型コロナウイルス感染症と貝毒で出荷が停止しているというダブルパンチでございまして、このことに対して、県とし

て、後で知事にもお答えをお願いしようかなと思いますが、原因把握と対策、そして2番目に生産者への支援ということについて、お伺いしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、白石湖の養殖マガキの貝毒の原因把握と対策ということ、それから生産者の方への支援ということで2点お答えをさせていただきます。

尾鷲海域の紀北町白石湖におきまして、先月2月4日に養殖マガキから国の出荷自主規制値を超える麻痺性貝毒が検出されました。同海域ではこれまで平成21年2月にも、貝毒の発生が認められたということです。

この貝毒の原因は、カキが毒を持ったプランクトンを捕食して、体内に毒を蓄積することに起因するというので、その貝を人が大量に摂取すると手足にしびれが発生し、まれに呼吸困難で死亡することもあるということです。貝毒の発生メカニズムとしては、主に冬場の高水温を要因としており、今のところ貝毒の発生を抑制する効果的かつ根本的な対策はありません。このため、これまで2月及び3月にそれぞれ1回実施していた貝毒プランクトン検査を今回の発生を受けて、出荷前の11月から開始するとともに、検査回数を月1回から月2回ということでモニタリングを強化いたします。

また、より安全・安心な白石湖のカキ流通につなげるために、貝毒検査結果等の様々な情報を11経営体がおみえになるんですけども、そこに対して直接周知するプッシュ型の情報発信体制を構築して、先月2月25日から発信を始めたところでございます。

次に、生産者への支援でございますけれども、2月に貝毒が検出された時点で、白石湖産の養殖マガキの在庫が想定出荷量の3割から6割であったとお聞きしております。3月下旬まで解除が遅れると販売が困難になるというふうにもお聞きしておりましたが、本日、出荷自主規制の解除を依頼する基準となる規制値が3週連続で基準以下となったことで、出荷が再開されることになりました。今回、養殖マガキの出荷停止期間が約1か月に及んだこと

から、生産者の方からは、販売促進に協力してほしいというお声をお聞きしておるところでございます。このため県としましては、ECサイトの活用など、在庫の解消に向けた販売促進にしっかりと取り組んでまいります。

また、今後、貝毒による出荷の自主規制によって、経営継続に向けたさらなる支援が必要となった場合には、生産者の方々の意見を丁寧にお聞きして、対策を検討してまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） 部長の御答弁ありがとうございます。

出荷期間が本当に1か月ないので、販売促進にぜひ努めていただくという言葉いただきましてありがとうございます。

知事に、この幻のカキと言われた渡利ガキは、多分何回も食べられたと思いますが、こういう状況なんです。3月いっぱい出荷が終わるということの中で、ぜひ支援をしていただきたいと思うんですが、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 支援という意味では、二つあると思っていて、一つは再発防止です。これについては、海水温の上昇がということを先ほど部長も申し上げましたとおり、真珠のアコヤガイのへい死のときもそうでしたけれども、モニタリングを強化し、またプッシュ型の情報発信を強化することで、前の年度よりも当該年度のへい死率が低下しましたので、そういうような形のことをしっかりやっていって、再発防止をしていくということが1点。

2点目は、先ほども申し上げたような生産支援について、販売促進をしっかりとやっていくということで、特に集中的に短期間で販売促進しないといけませんから、単純にルートにのせるだけというよりは、本当にその幻のカキの希少さとか、渡利ガキのカキ臭くない感じの爽やかな味というか、そういうブランド価値もしっかりのせながら、売れていくような売り方をしっかりしていくことが大事だというふうに思います。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） 力強い御答弁いただきました。

私自身も、地元の者として、一生懸命、買って、食べて、皆さんに食べてもらおうと思っています。ありがとうございます。

○議長（日沖正信） 次に、津村衛議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。25番 杉本熊野議員。

〔25番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○25番（杉本熊野） 最後になりましたが、よろしくお願いたします。

津村議員の人権相談プラットフォーム会議についての質問に関連して、質問させていただきます。

答弁の中で、岡村部長が新型コロナウイルス関連の相談が今年の3月から約1年間で101件相談があって、うち39件がデマ、うわさ、偏見などの内容で、その中でプラットフォーム会議につながるのは、3分の1から4分の1かという見込みをしているという御答弁がありました。

私は、プラットフォーム会議につながるケースではなくて、支援要請条件に合わずに、プラットフォーム会議につながらない相談ケースについては、それぞれの相談窓口でどのように寄り添い、対応しているのか。お答えいただいていたんですけれども、少し対象を絞って、プラットフォーム会議につながらなかったケースについては、どのように対応しているのかということをお聞かせいただきたいのが1点。

2点目は、このプラットフォーム会議ですけれども、三重県感染症対策条例を受けて設置されました。三重県感染症対策条例では、感染症法第6条第1項で規定する感染症を対象としておりますけれども、今回のこの相談窓口は、新型コロナウイルス感染症に限っているというふうに捉えさせていただいています。

ほかの1類から5類の感染症や新型インフルエンザ等感染症、指定感染症は、対象となっていないというふうに思われるんですけれども、この辺りのところ、今後のことも含めてどのようにお考えいただいているのかということの2点、お願いたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 2点お尋ねいただきました。

1点目の支援要請の条件に当てはまらずにプラットフォーム会議に上がってこなかった件についての対応ということでございます。

新型コロナウイルス感染症に係る人権相談プラットフォーム会議に、支援要請がなされなかったという案件につきましても、各相談窓口におきまして、しっかりと内容をお聞きして、適切な窓口への紹介等、事案に合った対応が行われます。

例えば、おっしゃっていただいた県人権センターにおきましては、感染に伴う偏見、差別に対する不安ということで御相談をいただいた場合には、相談者のお話を十分に聞き取り、その思いを受け止めながら声かけを行って、相談者の求める解決方法を一緒に考え、助言等を行っているところでございます。

なお、今回のプラットフォーム会議の立ち上げを機に、対応事例の情報共有、プラットフォーム会議で扱った対応状況ですとか、各相談窓口の中で、特筆すべきようなものということでございますが、そうしたものについて情報共有を図って、対応の参考にするなど、相談窓口との連携をさらに深め、被害者が求める支援の的確に対応していける寄り添った支援体制の確立に努力してまいります。

もう1点の対象についてということでございますが、プラットフォーム会議につきましては、三重県感染症対策条例に基づく相談体制の一つということで、現在、設置要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症について運用しております。その趣旨としましては、まずは新型コロナウイルス感染症に係る人権問題についての事案の蓄積に努めたいという思いからでございます。

しかしながら、議員の御質問にありましたこのことにつきまして、このプラットフォーム会議というのが、三重県感染症対策条例を根拠としている中で、今後、他の感染症につきましても、状況に応じて柔軟に対応していくこととしております。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番（杉本熊野） ありがとうございます。

人権センターの相談窓口の例を挙げていただきました。

十分に聞き取る、傾聴していただいて、解決の方法を一緒に考えて、助言をしていくということで、求める支援に的確に対応していきたい。それが、思いというか、趣旨だろうと思います。そのときに、相手方に話をしてこないか、相手方とつないでいただけないかという相談者の思いがあったときに、今の仕組みでは、それはできないという仕組みだというふうにお伺いしておりますので、寄り添うということを実際にやっていくのであれば、ぜひその辺りの仕組みも今後必要ではないかというふうに考えています。

気軽に相談してくださいというふうに書いてあります。寄り添うということを書かれていますので、やっぱり誰一人取り残さない、寄り添うんだと言ったときに、もう少し対応の中身を充実させていく必要があるというふうに思っています。

津村議員が冒頭、相談すること自体勇気が要ると、なかなかそこに結びついていない事例もあると、その人が勇気を持って相談したら、どの相談もその人にとっては重要ですという一言がありました。そういった辺りの体制整備、今後期待していきたいと思っています。

それから、ほかの感染症についても、今後、状況を見て考えていくというお話でしたけれども、全国に先駆けて三重県感染症対策条例をつくっていただきました。プラットフォーム会議も、全国に先駆けてつくっていただきました。そうしましたら、やっぱり条例全部を対象とするような仕組みにしていったほうが、私は完成度が高いと思いますので、その辺りのところ、ぜひ今後の検討課題としていただきたいなというふうに思っています。

三重県は、全国に先駆けて感染症対策条例をつくり、人権相談プラットフォーム会議をつくりと、本当に早い対応をしていただいております。それは、知事が、当初より新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷、偏見・差別について、大変感度高く捉えていただき、全国にも発信していただき、

そうやって取り組んできていただいた、そういう状況の中にあつてのことだというふうに思っています。このことによって、県民の間から、今まで人権という言葉とか、誹謗中傷という言葉が、日々の会話で聞かれることってあまり少なかったんですね。そういう場面に遭遇することがないというか、ところが、この間やっぱりそういうワードが、日々の会話の中で、新型コロナウイルス感染症に関連して出てまいります。県民の偏見や差別、人権に関する関心は、私は高まっていると思いますし、そのことを解消していこうとする取組も広がってきていると思います。学校教育の中では、本当に子どもたちも発症しますので、そういうことが起こらないようにと、非常に広がりを見せて、私は取り組んでいると思っています。地域においても同じだというふうに思っています。それは、やっぱり私はそこの部分は、鈴木知事が牽引してきた部分というのが大きいというふうに思っておりますので、これからもそういった意味でのトップランナーであってほしいと思いますし、そういったことも背景にとり、そういう知事と一緒に進めていく三重県政であるということで、ぜひ今後の相談体制の充実、プラットフォーム会議の充実を進めていただきたいなと思っています。

三重県政の重要なキーワードは、誰一人取り残さないというキーワードでございます。ぜひよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。明5日は定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時56分散会